

平成22年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成22年11月10日（水曜日）

午前10時16分開議

午後 3時58分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

- 認定第 1号 平成21年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成21年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成21年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成21年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成21年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成21年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成21年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成21年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成21年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成21年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成21年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号 平成21年度士別市工業用水道企業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第13号 平成21年度士別市水道事業会計決算認定について
認定第14号 平成21年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員	遠山昭二君	委員	十河剛志君
委員	松ヶ平哲幸君	委員	渡辺英次君
委員	丹正臣君	委員	粥川章君
副委員長	出合孝司君	委員	伊藤隆雄君
委員	谷口隆徳君	委員	国忠崇史君
委員	小池浩美君	委員	山田道行君
委員	井上久嗣君	委員長	岡崎治夫君
委員	神田壽昭君	委員	菅原清一郎君

委員 齊藤 昇 君

委員 山居 忠彰 君

欠席委員(1名)

委員 田宮 正秋 君

委員 岡田 久俊 君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君

議会事務局
総務課主査 東川 晃宏 君

議会事務局
総務課主事 岡村 慎哉 君

議会事務局
総務課長 小ヶ島 清一 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知香 君

(午前10時16分開議)

委員長(岡崎治夫君) 決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(岡崎治夫君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

小池浩美委員、山田道行委員を指名いたします。

なお、田宮正秋委員から欠席の届け出がございます。

委員長(岡崎治夫君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。初めに付託されました平成21年度決算認定14案件について一括して総括質問を行い、その後、平成21年度決算について各会計ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思えます。

なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方についてはそのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくことといたします。質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法についてはそのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は8名でございます。あらかじめ決定しております順序に従い総括質問をただいまより行います。小池委員。

委員(小池浩美君) 初めに、子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン等への助成についてお聞きしたいと思います。

今目下、国会で臨時国会が開かれておりまして、22年度の補正予算審議が行われている最中ではありますが、この22年度の補正予算案の中で、厚生労働省関係で子宮頸がん等のワクチン接種の促進として1,085億円が計上されております。新聞報道によりますと、中にはもうこの臨時国会でこの補正予算が通ると子宮頸がん及び乳幼児対象のヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、これらが無料接種になると、このことが実現するんだというような報道も見られます。

そこでまず初めにお聞きするんですが、国が考えているこれらワクチン接種の取り組み方、

これは一体どのような内容のものなのか、お聞きいたします。

委員長（岡崎治夫君） 菅井保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（菅井 勉君） お答えいたします。

国の補正予算案の詳しい内容につきましては、来月以降に示されると聞いておりますが、現時点において示されている部分についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチン、細菌性髄膜炎ワクチン、いわゆるヒブワクチン、そして小児用肺炎球菌ワクチンの3種類のワクチンについて、市町村が接種を医療機関に委託して実施する事業に対して、都道府県に基金を設置して財政支援が行われるものです。その支援内容といたしましては、事業費に対して国が2分の1、市町村が2分の1負担するものでありまして、接種を受ける国内の対象者の約9割の方は無料になりますが、残り1割程度の所得の多い方は対象外になるということですが、詳細は、まだ示されておりません。

また、本事業の実施期間につきましては、本年度と来年度の2カ年となっております。更に、現在国においては、国が費用を負担する公的予防接種のあり方全般について検討が行われておりまして、これら3種類のワクチン接種については、ポリオ、風疹、はしかなどと同様に個人負担がない定期接種の1類疾病に位置づけることの検討がなされているところです。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは今の御答弁では国が2分の1出しますよ。そうしたら市町村は2分の1出さないと、そういう仕組みのようですけども、じゃあ北海道は道はどういう立場なんでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 菅井主幹。

保健福祉センター主幹（菅井 勉君） 正式な詳しい情報はまだおりてきておりませんが、道については負担するものはないというふうになっておりまして、ただその基金の運営といいますか、そちらの部分に対応する。その後、道に対応につきましては今後示されるというふうに保健所等を通して聞いているところです。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 詳しいことは来月以降という御答弁でしたね。今のこの御答弁は確定したというものではないというふうに解釈していいんじゃないかと思っておりますけれども、私はこれらのワクチン接種に対して無料で接種する、あるいは何らかの助成をするべきだ、そういう立場でお聞きしておりますが、今2カ年の期間でこの事業はするんだという御答弁がありました、その2カ年というのはどういうことなのでしょう、ちょっと説明していただきたいと思っております。

委員長（岡崎治夫君） 菅井主幹。

保健福祉センター主幹（菅井 勉君） 今、北海道を通しまして国の情報というか、正式にはまだないんですけども、今年度の1月、2月、3月と、それから来年度をもちまして合計15カ月でこの事業を実施するというふうに聞いております。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ああそうですか。基金をつかって国が半分出して市は半分出すという、そういう形でのこの仕組みは来年度をもってじゃあ終わるんですね。そしてその後はじゃあどうなるかというの、やっぱりまだわからないんですか、どうでしょう。

委員長（岡崎治夫君） 菅井主幹。

保健福祉センター主幹（菅井 勉君） ええ、まだ示されておりませんので、今回の国会終了後に都道府県の担当者に対して国が説明会を開くという状態でございます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） じゃあ、そのわからないことを聞いても仕方ありませんので、それでこの期間2カ年のことにかかわってお聞きしますけれども、このまず初めに子宮頸がん予防ワクチンの接種について、具体的な数字をお聞きしたいと思います。これを実施すれば今回のこの国の施策を実施すれば、本市ではどれほどの財政支出が必要なのかということをお聞きしたいのですが、子宮頸がん対象者をまず何歳と設定して、そして対象者人数は幾ら、何人か、1回の費用は幾らで、これは3回するはずですので、3回接種した場合の試算額をお聞きしたいのですが、当然試算はされていると思いますので、まずそのところをお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 都保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） お答えします。

子宮頸がんワクチンの接種において、国が対象者としている年齢でございますが、これは中学1年生から高校1年生までの女子に対して3回接種することとなっております。その対象人数につきましては、10月末の住民基本台帳の人数で申し上げますと、中学1年生が85人、2年生が104人、3年生が95人、高校1年生が87人、合計で371人となっております。接種費用につきましては、市立病院の接種費用を参考にいたしますと、1回の接種料金が1万5,750円であり、3回接種いたしますので、合計4万7,250円となります。3回接種した場合の試算額につきましては、先ほどの国の接種対象者としている中学1年生から高校1年生までの4学年の女子全員371人に3回接種いたしますと、合計で1,753万円となります。1年目に中学1年生から高校1年生までの4学年の女子全員に接種を完了しますと、その翌年からは新たに中学1年生になる現在小学校6年生のみが対象となりますので、この対象者は102名に3回接種いたします。その金額といたしまして482万円となるところです。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 対象者371人、この方たちに全員に全額助成をするというふうに考えますと、今おっしゃったように1,753万円がかかるということですが、それでこれを仮に土別市が取り組むということで半額出すんだと、全額助成というと半額ということは、この1,753万円の半分を市が出すと考えていいんですね。

委員長（岡崎治夫君） 都所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） 国で示されております補助率でございますが、公費で賄える率につきましては、約9割という方向性が出ております。残りの1割につきましては、これもまだ明らかになっておりませんが、高額所得者に対しては助成すべきなのかどうかということで、今、国のほうで協議をしているというような段階で、現在示されているのは公費9割の2分の1が市、国が2分の1という方向性で今示されている段階でございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それじゃ、9割の2分の1は幾らなんですか。

委員長（岡崎治夫君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今のこの1,753万円については、今高額所得ということで1割は全国で、その方々、これからまた基準が決められると思うんですけども、その方々については該当にならないのではないかとということでありまして、とりあえず今この1,753万については、ただいま申し上げました対象年齢の子供が皆さん該当になるということで計算をしておりますので、基本的にはこれの事業費の市が一度出すわけですけども、2分の1の基金から補助を受けると、こういうことになります。

以上です。

委員（小池浩美君） それで、9割の2分の1は幾らですか。

委員長（岡崎治夫君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 申しわけありません。

今の市の2分の1の支出分としては876万5,000円であります。

委員（小池浩美君） 876万5,000円でいいんですか。

保健福祉部長（織田 勝君） はい、国が876万5,000円の市が876万5,000円でございます。

以上です。

委員（小池浩美君） はい、わかりました。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 876万円ぐらいということは、先ほどの1,753万円の半分ですね、これはね。そういうことになります。はい、わかりました。

この制度を市が使えば、使って対象者全員に無料で接種していただくという形にすれば、市の財政支出はおよそ876万5,000円ぐらいは必要だろうと、そういうふうと考えられると思います。

それじゃ続きまして、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの試算もお聞きしたいんですが、それぞれの対象者数、1回の費用、接種回数、そして全額それぞれ助成した場合、試算額は幾らになるのかで、土別市の財政負担は幾らになるのか、それをお聞きしたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 菅井主幹。

保健福祉センター主幹（菅井 勉君） 初めに、ヒブワクチンについてお答えをいたします。

ヒブワクチンの接種について国が対象者としているのは、ゼロ歳から4歳までの乳幼児であります。接種回数は接種開始年齢により異なりますので、それぞれ年齢区分による接種回数、対象者数を申し上げますと、生後2カ月以上7カ月未満の乳児は50人で4回接種、7カ月以上1歳未満は71人で3回接種、1歳から4歳までは591人で1回接種でありまして、合計712の方が対象となります。しかし、初年度の接種回数につきましては、生後2カ月以上7カ月未満の乳児は3回、7カ月以上1歳未満は年度内に2回接種となりますので、残りの1回につきましてはおおむね接種まで12カ月の間隔が必要ですので、次年度の対応となります。

更に、接種料金と試算額につきましては、市立病院の接種料金を参考にいたしますと、1回の接種料金が6,000円でありますので、先ほどの年齢区分ごとに試算をいたしますと、初年度においては529万8,000円、次年度においては72万6,000円の合計602万4,000円となるところであります。また、1年目に4歳までの乳幼児全員を対象に接種いたしますと、その翌年からは2カ月から1歳未満児のみが対象となってまいりますので、先ほどの試算した121人で計算いたしますと、接種費用は175万2,000円となるところでございます。

続きまして、肺炎球菌ワクチンの接種についてお答えをいたします。

国が対象者としているのは、ヒブワクチンと同様にゼロ歳から4歳までの乳幼児が対象となります。それぞれ年齢区分により対象者数、接種回数を申し上げますと、生後2カ月以上7カ月未満の乳幼児は50人で4回接種、7カ月以上1歳未満は71人で3回接種、1歳児は129人で2回接種、2歳から4歳までが462人で1回接種でありまして、合計712の方が対象となりますが、初年度の接種回数につきましては、ヒブワクチンと同様に生後2カ月以上7カ月未満の乳児は3回、7カ月以上1歳未満は年度内に2回接種が可能でありまして、残りの1回につきましては次年度での対応となります。

接種料金と試算額につきましては、市立病院の接種料金を参考にいたしますと、1回の接種料金が8,000円ありますので、接種費用は初年度は809万6,000円、次年度は96万8,000円でございます。合計906万4,000円となるところであります。また、ヒブワクチンと同様に、1年目に4歳までの乳用児全員を対象に接種いたしますと、その翌年からは2カ月から1歳未満児のみが対象となりまして、先ほど試算しました121人で計算いたしますと、接種費用は233万6,000円となるところでございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、本市の負担額は2分の1として幾らになるかをお聞きしたんですが、結局は例えばヒブワクチンですと対象者全員に接種したとして529万8,000円ですので、その半額の264万9,000円が本市の持ち出し分というふうに考えていいのではないかなと思うんですが、よろしいんですね、これでね。

委員長（岡崎治夫君） 菅井主幹。

保健福祉センター主幹（菅井 勉君） 半額ですので、よろしいです。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 国がこのように2分の1というような金額ではありますが補正を組んで、ぜひともこれら予防接種をするようにと勧める立場で政策を立てているわけですが、本来的にはこういったものは、全額国が負担するというのが私は当然のことだと、そういうふうには考えますが、一步二歩前進したかなというふうに思います。

そこで、今金額も明らかになりましたけれども、そんなに少なくない金額であると私も認識できますけれども、やはり今回のこの制度に乗って、ぜひともこれら3つの予防接種助成を行って積極的に取り組んでいただきたい、そういうふうに望むものですが、今回のこの施策を受けてどのように取り組まれようとしているのか、当然もうこの段階に来ていればお考えはあると思いますので、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） ただいま、この国の事業を活用してぜひこのワクチン接種の助成事業に取り組むべきだということでありまして、今3つの子宮頸がん、それから細菌性髄膜炎、ヒブ、それからこの肺炎球菌。これについてはこれまでも申し上げてまいりましたけれども、非常にこの病気については感染率が高いと。それで感染するとがんがありますとか髄膜炎、肺炎といったそういう病気にかかると。そして症状の重篤化でありますとか、思い後遺症が残ったり最悪の場合は死亡に至るといふようなことも少なくない病気といふようなことで、平成22年の第1回定例会の小池議員さんの一般質問にも、この要するにワクチンはこういった疾病の予防に非常に効果が高いということがありまして、この助成について検討していくということでお答えをいたしましたところであります。

そんなようなことから、そのお答え申し上げた以降も今日まで何とかこのワクチンの接種に対する助成、これが行えないものかといふようなことで、これに向けて各市町村の取り組みでありますとか、それから補助の割合でありますとか、あるいは所得制限なんかも設定をするといったような補助基準、それから接種も特に頸がんなんかは集団で接種する、あるいは個別でするほうがいいのかと、そういったことについてこれまで検討をしてきたところでありますが、ただいま申し上げましたように、このたびこういった国の助成事業ということが計画されたところであります。

そんなことで、今申し上げましたけれども、非常にこのワクチンの接種はこの3つとも接種をすると非常に予防に効果が高いと、そういったデータも出ておりますので、この助成につきましては、これからの一層、国の取り組みが具体的に明らかになってくるというふうに思いますので、この動きを十分注視をいたしまして、基本的にこれを積極的に活用して、次年度からこの国の示すような基準に基づいて、この3つのワクチン助成の実施について検討いたしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 検討の時間は十分あったんじゃないかと私は思うんですけども、もう今回の国会でこの補正予算が通れば、もう即今年度中、残り12、1、2、3月ぐらいしかない、この残りでもう物事を進めていかなければならないと思うんですよね。ですから、もう今の時点では土別市はこういった場合、どう取り組むのかと、全額でやるのかあるいは半額でやるのかとか、3分の1でやるのかとか、いろいろとそのケースを考えて財政も勘案して、もう方針が出ていてもいいのではないかと私は思うんですが、そこら辺のところは何がネックになっているんですか。全然まだある程度の方針というのはこれからのことなんでしょうか、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 私、今ちょっと答弁の仕方がまずかった、検討と言いましたけれども、基本的には、基本的といいますか、この要するにこの3つのワクチンの助成につきまして全額、頸がんワクチンですと4万5,000円～6,000円になるかと思えますけれども、国が定めております、設置しております対象年齢、この3つのワクチン接種について全部助成をしていくということを新年度以降、この事業実施期間の中で実施をしていくという考えでございます。以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はい、わかりました。

それじゃあ、次の質問に入りたいと思います。

次に、土別市男女共同参画推進条例についてお聞きしたいと思います。

このたびこの推進条例の素案がまとまりまして、市のホームページにも掲載されております。それで初めに、この推進条例の素案にこぎつくまでのこれまでの取り組みと、更にこれからこの素案を完全な成案にさせるという、これからの取り組み方向をお聞きしたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 真木企画振興室参事。

企画振興室参事（真木朋子君） お答えいたします。

これまでの取り組みと素案を成案にするこれからの取り組みについてお答えいたします。

まず、これまでの土別市の男女共同参画に関する取り組みについてであります。平成13年4月以降、男女共同参画行動計画の策定に着手いたしまして、平成13年度、14年度の2年間で計画策定を行ってまいりました。計画の策定に当たりましては、土別市人づくり・まちづくり推進協議会による6回にわたる審議を経て、平成15年3月に策定されました。この計画は、土別市男女共同参画行動計画、男女がともにきらめくまちプランで、計画の期間は平成15～24年度までの10年間の計画として平成15年4月にスタートいたしております。

以来、男女共同参画社会の実現を目指したさまざまな事業に取り組むとともに、各年度ごとの実施計画及び実績を取りまとめ、計画の推進に努めてまいりました。この実施計画及び実績につきましては、土別市人づくり・まちづくり推進協議会において毎年審議され提言等をいただいております。

次に、条例の素案づくりに向けた取り組みについてでございますが、平成20年度以降、各市の条例に関する情報収集や比較検討など、条例制定に向けた調査に着手いたしました。昨年7月開催の人づくり・まちづくり推進協議会では、条例制定を議題として協議を行っております。

また昨年7月に就任した牧野新市長のマニフェストの中には、平成22年度中に実施するものとして男女共同参画条例をつくることが明示されております。

平成22年度からは土別市人づくり・まちづくり推進協議会において、条例の制定に向けて検討を行ってまいりました。この協議会の委員の内訳は男性5名、女性5名の10名であり、この条例の検討のために女性2名の特別委員を委嘱し、総勢12名の構成となっております。会議は6月の第1回の開催以降、条例の内容について協議を重ね、10月末の4回目で最終的な検討を終え、素案がまとまったところであります。

条例案についてであります。条例についての市民の周知と意見募集につきましては、まず市民の意見を条例に反映させる取り組みとして、人づくり・まちづくり推進協議会による協議を初めとし、広報しべつの22年7月号、8月号、11月号の計3回、男女共同参画条例についての記事を掲載して、条例についての周知とあわせて意見募集を行っております。また、本年6月開催のまちづくりミーティング・レディースでは、参加者に条例についての説明を行い、あわせて意見交換を実施しております。更には9月開催のまなびとくらしのフェスティバルでは、条例についてのパネル展示及び意見募集を実施いたしました。今回の素案についての市民の意見をお聞きすることにつきましては、市のホームページへの掲載、市役所1階情報コーナー、図書館、各出張所窓口、朝日総合支所窓口への条例の素案と意見募集文を配架して、市民の意見を現在募集中であります。

これからの取り組みについてであります。条例案を議会に提案させていただくまでに、市民の皆さんの意見を集約し、事務局で更に検討を加え、条例案としてまとめていく考えであります。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。それで今のお答えの中にありましたように、平成15年4月、今から7年前ですけども、先に男女共同参画の行動計画が本市では策定されているんです。普通は条例ができて、それから計画をつくるという流れになるんじゃないかと思うんですが、本市の場合、先に行動計画が7年も前にできております。そこで、行動計画ではこの男女共同参画社会の実現を目指してということで、大きく次の3つの目標を掲げて、その具体化を目指しております。1つは、男女平等と人権を尊重する意識づくり、2つは、男女の自立を支援する環境づくり、3つは、男女共同参画の社会づくりという大きな目標を掲げて行動計画がつけられておりますが、この計画のほうの進め方と今回の条例との間には、何らかのそごはないのかと、私はそこが本来なら両方もきちっと整合性のとれたものでなければならぬと考えていますが、そこら辺のところはどうなのかお聞きしたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 真木参事。

企画振興室参事（真木朋子君） お答えいたします。

条例と行動計画の整合性についてのお尋ねであります。行動計画には3つの目標があります。条例の素案については6項目の基本理念を置いております。計画と条例との整合性につきましては、計画の目標1の男女平等と人権を尊重する意識づくりには、条例の基本理念の男女の人権の尊重が一致する部分となっております。計画の目標2、男女の自立を支援する環境づくりは、条例の基本理念の社会における制度または慣行についての配慮、家庭生活とその他の活動の両立、互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮が一致する、この3点が一致する部分となっております。計画の目標3、男女共同参画の社会づくりは、基本理念の政策等の立案及び決定への配慮、国際社会における取り組みへの配慮、この2点が一致する部分となっております。

先につくられました計画も今回の条例素案も、その内容は男女共同参画社会の実現を目指すことが目標であり、国の男女共同参画社会基本法に基づき制定するものであります。また、士別市の取り組むべき具体的施策を明らかにするものが計画であり、その考え方の方向性を示すものが条例であります。本来は条例に基づいて計画の策定となるわけでございますが、これまで取り組んできました行動計画の実績も踏まえ、計画と条例との整合性を図るように努めてきたところであります。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そこで、このさきにつくられました行動計画での3つの目標のうちの3つ目の男女共同参画の社会づくり、ちょっとこのことについて具体的に何点かお聞きしたいと思いますが、これは意思決定の過程に男女が平等に参画しますという方針になっております。それでこの具体化なんです、これは前にも何回か私は一般質問等でお聞きしておりますが、各種審議会や委員会の男女の比率、これをいずれも40%にする、そのことをこの計画では7年前の計画では目指したんです。そういうふうに文言がありますが、じゃあ7年後、今どのようになっているかお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 真木参事。

企画振興室参事（真木朋子君） お答えいたします。

市の附属委員会の委員の割合についてでございますが、平成15年度からスタートしてあります士別市男女共同参画行動計画では各種審議会や委員会の委員につきましては、男女のいずれの委員も40%以上とすることを目標としております。データのあります平成13年度以降の女性委員の割合は、平成13年度は23.8%、以後3年ごとの数値で申し上げますと、平成16年度は26.5%、平成19年度は28.4%、平成21年度は29.9%、今年度の22年度は30.9%となっております。女性委員の割合は毎年増加はしておりますが、目標到達には至っていないのが現状であります。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 努力はされているように思いますが、もっともっと男性も女性も同じ比率でということですので、ぜひとも頑張っていたきたいと思うんですけど。もう一つは役職等への女性の登用拡大、これをうたっていますが、現在の市役所での女性管理職、全体に対しての登用実態は一体どういうふうになっているのかということです。そのことについてもお聞きしたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 真木参事。

企画振興室参事（真木朋子君） お答えいたします。

市の女性職員の管理職の数でありますけれども、市立病院を除いた主幹職以上の人数で申し上げますと、平成19年4月には管理職111名のうち女性は8名、7.2%となっております。平成20年4月では104名のうち女性8名で7.7%、平成21年4月では104名のうち女性9名で8.7%、今年平成22年4月では104名のうち女性は9名で8.7%となっております。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 100人からの管理職のうち女性はわずか8人とか、そういう状況ですね、これはね。でも少しずつは主幹職のほうでは増えてはきているんですが、その主幹の上の課長職がほとんどいない、1人あるいは2人、女性はね。そんなような状況です。私が平成15年の第1回定例会でも同じようなことをお聞きしているんですよ。それで、このときも看護師さんなど医療職を除いた管理職というのは、平成14年度では95名中4名で4.2%というふうになっておりました。ですから、今は104名中9名で8.7%ですから、倍になったとは数字的にはなったとはいえませんが、私にすれば女性の意思決定の場への女性の参画、遅々として進んでいない、こう言わざるを得ません。

それで、条例ができますと市の責務としてこのことについては積極的に取り組まなければならないということになります。これはもう市の責任、大きな責任、義務があると思うんですが、この部分について女性のこういった意思決定の場への登用について、これからの取り組み、どのようにお考えかをお聞きしておきたいと思えます。

委員長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えを申し上げます。

各種審議会あるいは委員会、この男女の比率については、今お話しのとおりこれまで若干なりとも少し上向いてきているような状況にあるかというふうに思っております。私たちもこれまで何とかこの目標値を達成できるようにということで進めてきた経過があります。例えば22年度の公募委員の関係ですけれども、応募された19名の方のうち12名が女性だったということも考えますと、少しなりともそういうような意識が出てきているのではないかというふうにも考えております。ただ、今お話しがありましたように、これまでも既に委嘱されている委員

の方が男性が多いというような状況もあつたりしますので、なかなか一気にはこの改善というのが難しい状況にもあるのかなというふうに認識はいたしております。今後においては、これまでも各部にそういった委員の委嘱をする際には、そういう視点を持ってということのお話もさせていただきましたが、今回のこの条例制定ということの一つの契機にして、更に各部にも周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから、管理職への女性の登用というお話もございました。管理職への女性の登用については、管理職としての能力や資質、これらを総合的に判断する中で管理職への登用ということになります。人事異動ですとか採用に当たって、特に男女の区別をしているというようなことにはなっておりません。むしろ近年では主幹職から課長職への昇格というのもあつたりして、理事者のサイドではむしろ女性の登用というのを心がけているというような状況にもあろうかというふうに思っております。

今回この条例が制定されるということですが、職員の男女の比率、これも今現在では3対1、男が3で女が1というような比率もありますので、そういった絶対数の課題もあろうかなというふうに思っております。今回、市としてこうやって条例を制定するということは、行政としての責務、それから市民や事業者、それから教育関係者を含めて、こうしたところの責務ということを確認していくということになりますので、その意識づけということでは、更に図っていただけるのではないかと考えております。ここ数年のうちに、そうした数字が改善されるということは、かなり難しい面もあろうかというふうに思っておりますけれども、より実効性の高い条例や計画となるように今後とも努めていくということで考えております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。

それで、教育委員会のほうに1つお聞きしたいんですけども、どれほどすばらしい条例や計画、これがあっても基本的には私たち一人一人の男女平等や人権尊重の意識、これが確固たるものでなければ、この男女がともに力を合わせてお互いに尊敬し合って助け合っていく、こういう社会参画は非常に難しいと、そういうふうに私は考えます。特にお互いの立場を尊重し合って人格を高め合う、そういう人権意識ですね、人権は当然憲法で保障されていますけれども、この人権意識を小さいときからしっかりと育てていくこと、これがすごく私は大事だと考えます。この人権意識をつくるには教育の力、これがとても大きいと考えております。

それでお聞きするんですが、学校教育においてこの基本的人権あるいは男女平等といったこと、これを計画的かつ積極的に学習すること、このことを求めるものですが、土別市ではどのような取り組みをなされているか、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

学校教育での男女平等と人権尊重の取り組みということでございます。

先ほど委員もおっしゃられましたように、教育における男女平等は憲法及び教育基本法で明確に定められているところでございます。その主なものといたしましては、性別に基づく固定的な役割分業意識の是正、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成、そして社会教育においても男女共同参画の視点に立った男女平等教育の実践というようなことが上げられるかと思いません。

そこで、本市における学校教育における男女平等教育の推進についてでございますが、教育の中において幼児期から全教育課程で発達段階に応じた、いわゆるジェンダーにとらわれない意識づくりを進めてございます。また、あらゆる教科の中に積極的にジェンダーの課題を持ち込み、人権問題という観点から男女平等の意識づくりを進めているというところでございます。具体的に申しますと、学校において男女混合名簿の実施、みずからの性について自尊の気持ちを育成指導をしてございます。文化祭、体育祭あるいは生徒会など、学校行事における性別役割分担を持ち込まないような指導、そして小学校の家庭科、中学校の技術家庭科における男女平等の学習内容の実施、また、進路指導で職業労働と家庭生活の両面におけます男女平等を視野に置いた指導の推進などが行われているところでございます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） いろいろと教育の面でも取り組んでおられるようではございますけれども、私は昨今のニュース等を見ますと、この人権意識、非常に希薄になってきているんじゃないか、特に子供の世界で。つい最近の群馬県の事件などもそうなんですけれども、いじめです。

いじめは人権侵害の最たるものだと私は考えております。言葉での暴力あるいは無視するといったようないじめ行為、こういったことは人権尊重、男女平等の対極にあるものと考えますが、こういった現状は、じゃあ土別市は全然関係ないかということ、そうではないと思います。学校の先生たちあるいはいろいろ学校のことにかかわっている保護者の方たちの話からも、こういう現状は広がっているんじゃないかという危惧の声もあります。学校の先生がどれほどこの実態を認識しているか私はわかりませんが、私はやはり教育者である学校の先生たちが、この人権の問題を本当に真剣に考えて、意識的、計画的にきっちりと教育していただきたい、それは切に切に望むものでありますけれども、先ほど鴻野主幹からこういうようなことをやっています、学校ではこういう教育をやっていますというようなのを何点かお答えいただきましたけれども、私はこういう教育が本当に効果があってきちんと子供たちの心の底に届いている教育なのかどうか、懐疑的にならざるを得ません。

それで、この人権教育、このことについてこの必要性といいますか、学校での取り組み方も含めてひとつ教育委員会の見解をこの際お聞きしておきたいと思えます。

委員長（岡崎治夫君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

先ほど鴻野主幹より、各学校における具体的な教育内容についても若干お話をさせていただ

きました。各学校におきましては教育基本法に基づく学習指導要領に沿いながら、基本的人権、男女平等意識の取り組みを行ってございますけれども、重ねて申し上げるならば、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を目標に、男女の平等、相互の理解、尊重、協力についての指導を各教科または各学校内のさまざまな教育活動の中を通じまして推進しているという現状でございます。更に、学校教育全般を通じて家庭のあり方や家族の人間関係などに関する指導の充実も図っているところでございます。また、一人一人の個性や能力を伸ばすという取り組みも各学校教育の中では行われているという状況でございます。

その中で、固定的な役割分担にとらわれず主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう、これらの指導の充実に努めているというところでございます。また人権尊重意識の啓発のためには、人権擁護委員に学校に出向いていただいて、人権教室の開催といったこともいたしているところでございます。当然教育の現場、教育の場というのは性差別意識に対する批判的な精神を十分に養っていくこと、更に女性と男性が真に平等となって相互の人格、人権を尊重するという社会を積極的につくろうとする主体を培う場とならなければならないということを目指して、教育に当たらなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） あらゆる場において教育の場において人権尊重の意識を育てるということを中心にしっかり据えてお仕事をさせていただきたいと、私は切に望みます。

じゃあ次に、小中学校適正配置計画についてお聞きいたします。

初めに、学校の適正な規模あるいは適正な配置、それはどういうものか、お聞きいたします。適正の基準は何なのか、そして適正でなければ子供たちにとってどのような不利益があるのか、お聞きいたします。

委員長（岡崎治夫君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

学校の適正な規模は何を基準としているのかという、まず御質問だろうと思いますが、児童生徒の発達段階に応じた教育環境という視点から、学校標準規模指針が文部科学省、北海道教育委員会より出されております。ただこの出されている適正規模についてまず申し上げますと、文部科学省では、小中学校とも12学級から18学級という示し方、これは全国的な標準というところから。それから北海道教育委員会では、小学校については12学級から18学級、中学校については9学級から18学級という標準的な指針として示されております。ただこれは、いわゆる全国的、北海道としての示し方のみということで理解をいただきたいと思っております。

それで、適正でなければどのような不利益をこうむるのかという御質問、どのようなことがあるのかということ、一般論で申し上げるならば、小規模校において例えば音楽や体育など、本来求められる集団的学習効果が発揮できないという懸念があるということ。また、団体競技や社会生活を営む上での集団活動に制約があるということ。それと、中学校では免許外教科指

導が、例えば美術、音楽などを中心に発生をしてしまうということ。それから、指導教員数が限定されてまいりますので、部活動等の子供たちのための教育活動に制約があるといったことが一般的に上げられるのかなというふうに理解をしております。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで今、目下、本市ではこの適正配置計画をつくるために、父母の皆さんや地域の皆さんと精力的にお話し合いを行っておりますけれども、この本市の小中学校の今お答えになった適正規模から見た場合、一体本市の学校の実態はどうなるのか。議員の皆さんには資料が配付されていると思います。できればこの資料を使って御説明いただけたらと思います。

いや、無理に使わなくてもいいんだけども。

委員長（岡崎治夫君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

本市の実態ということでございます。北海道教育委員会の学校標準規模指針で申し上げますと、市内の小学校11校、中学校6校でございます。この中で小学校については14学級あります土別南小学校がまず1校、それから中学校では9学級の土別南中学校1校ということで、この適正規模に合わせますと2校ということになります。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 南小学校と南中学校がこの適正規模という定規に当てはめると適正だと。

じゃあ、その他のすべての学校はこの適正規模から外れてしまうというふうになってしまいますが、まさかそんなふうには教育委員会のほうで考えてはいないと思いますけれども、かなり本市の場合、小さな学校が多いということがわかります。

それで、今現在はこういったような実態なんですけど、じゃあ10年後、20年後どうなるかということも考えての適正配置計画ということだと思いますので、将来的にそれほど子供の数は私は個人的な考えでは大きく増えはしない、むしろ減るんじゃないかというふうに想像はしますが、10年後あるいは20年後、新たな入学者数とか児童生徒数、学級数はどのように変化するか、推移するかお考えでしょうか、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えを申し上げます。

今後の入学者数、児童数、学級数の推移ということでございます。

まず、入学者数についてでございますが、現在のゼロ歳児、実はこれは今年3月末の市民課年齢統計による数字といたしまして145人の子供たち、この子供たちが学校に入る平成28年度になるわけでございます。そこで、その人数と本年度の入学者数の数と比較をしますと、18人、約13%減少をするというような状況でございます。

次に、現在児童生徒数の推移でございますが、児童生徒数、ここ最近と申しますか、20年スパンということでございますが、昭和60年度が3,937人ということで、いわゆるピークでござ

いました。それが現在では1,647人ということでございまして、実にピーク時の42%になっているという状況でございます。更には28年度には、これは推計でございますが1,432人へ減少するのではないかというような見込みでございます。

次に、学級数でございます。学級数については当面複式化は進行すると考えられますが、通常学級に大きな変化はないかとは思いますが、現状では小中学校合わせて86学級でございますが、先ほど申しました児童数の減少等の推移を見ますと、平成28年度では78学級へ減少するのではないかと、このように考えているところでございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この適正配置計画というものの考えが出てきた背景には、土別市のこれからの子供たちの数、これが減っていくという一つ問題があると思います。将来を考えて学校をどうするかということだと思んですが、もう一つの問題は、公立学校の耐震化という問題も出てきております。国はこの耐震化については非常に意欲的に取り組んでいるように見えるんですけども、ずっとこの耐震化計画を進めなさい、進めなさいと、こういうような国が地方にせっついているような私は気がするんです。2008年6月に学校耐震化促進法、こういう法律もできておりますが、そしてこれの耐震化への財政的な支援も結構、国はそれなりに十分ではないにしても出しているという、こういう一つの国の姿勢があるわけです。

それで、本市でも耐震の診断をやってきておりますし、新たに改築した学校は耐震化した学校というふうな形になっているんですが、まず1つお聞きしておきたいのは、本市においての公立学校の耐震化の施策はどうなっているのかということで、今日までのまず取り組み状況をお聞きしておきたいということが1つと、もう一つは、学校施設耐震化推進計画、これをつくりなさいと国は前から言っているんですが、こういう計画というのはもう既に市では策定しているのかどうか、それともこれからのことなのかということも含めてお聞きいたします。

委員長（岡崎治夫君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

まず、学校の耐震化はどうなっているのかということでございます。

昭和56年以前に建築された学校については、新基準に基づいて耐震化する必要があるとされております。そこで、本市においては平成17年から18年度にかけまして、その当時建築中でありました土別中学校、糸魚小学校を除いた11校について耐震化優先度調査を実施いたしました。

その結果に基づきまして平成21年度には、国の経済危機対策臨時交付金を財源といたしまして、これも当時建築中でありました多寄小学校を除く10校について耐震診断を実施いたしました。その結果について、耐震補強をする工事、この経費がかなりの多額になることが判明をしたところでございます。そういったようなこともろもろを勘案をいたしまして、現状を申しますと、市内大規模校でございます土別南小学校のみを耐震改修をしているというところでござ

います。

次に、学校施設耐震化推進計画ということでございますが、この耐震化の推進につきまして、本市においては土別市総合計画実施計画、また土別市過疎計画に盛り込んで推進をしていくというところでございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうですか。この学校施設耐震化推進計画というのは、特別に独立してこういう計画があるわけではないんですね。はい、わかりました。

それで、議員の皆さんにも配付していますので、この学校施設の耐震化状況という表になったものがありますが、これを見ていただければわかるんですけども、耐震診断をまだしていない学校、あるいはもうそんなことしなくても大丈夫よという学校、そんなようなふうきちっと整理されております。改修が必要だ、改築改修が必要だというようなのも太字できちっと書かれております。これを見ますと、中土別小学校、改築あるいは改修が必要ですと、下土別小学校、武徳小学校、それから西小学校、上土別小学校、上土別中学校、温根別小学校の体育館、温根別中学校の校舎、朝日中学校、こんなふうたくさん、このとおりにやっていったらもう大変なことになりそうぐらいたくさん改修や改築が必要な学校施設があるわけです。

ですから、私が考えますには、今回小中学校適正配置計画を立てるんだと、3月までにつくらなければならないということで、8月に検討委員会を立ち上げて、それで8月、9月ぐらいで保護者や地域住民との懇談会を持って意見をお聞きして、10月には検討委員会でこの計画を取りまとめて教育長に提言する、こういう日程で始まったわけです、この作業が。私はこれを初めて知ったときは、ちょっと唐突感をめぐえなかったんですが、何でこんなに急いでやるのというふうな感じを受けました。今はこの日程がかなりずれてきておりますけれども、やはり1つには将来の土別市の学校施設をきちっとするんだと、子供たちのためにもいい環境づくりをするんだという一つの考え方はあります。しかし、一方ではこの耐震化の計画、これが急がせているんじゃないかなというふうにも考えられるんですが、検討委員会は新聞報道とかその他いろいろお聞きしますと、この提言を10月の末につくる、出す、これを1カ月繰り下げると、そういうようなことになっておりますから、もう11月、今月の末までには提言をつくらなきゃならないということになるんでしょうけれども、まずこの1カ月おくれた理由です、それをお聞きしておきたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君） ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり、当初私どもが委員会を設置をさせていただいて、市内全域をくまなく御意見を聴取し御要望を承るといような形で進めるというスキームを持ちまして取り組んできたところでございます。その中で、委員から御指摘のとおり、既に当初のスケジュールがかなり1カ月半以上を後追いをしているという実態でございます。

これにつきましては、まずは市内を全地区6学区に分けまして、それぞれ地域の皆様方からの御意見を聴取をするということをご前提にして取り進めたところでございますが、その中でやはり地域の方々のお声として、それぞれ受益を異にする小さな組織をもって、更に事細かく意見を述べる場を設定してもらえないかという大きなお声をいただいたところでございます。

したがいまして、現時点におきましては、それぞれこれから学校に就学をされるお子様をお持ちの保護者の方々、現に学校にお子様を通わせている保護者の方々等々を2回目、3回目というような形で御意見や御要望を承るといふようなことで作業を進めておりますだけに、実質的に遅れ込んでしまっているということでございます。しかしながら、私どもやはりこれらは大きな学校の再編、統合、もしくは適正な配置ということを考えましたときに、地域の皆様方のお考えというものをしっかりと受けとめながら、この学校のあり方というものを考えていかなきゃいけないという考え方に全く変わりはありません。したがいまして、十分な時間をかけて、そして御意見をきちっと伺った上で、この計画づくりに当たってまいりたいという考え方でございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 生涯学習部長の話の中に、ちょっと若干誤りがございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。

生涯学習部長は、6学区で意見を聞く会を実施をして、その後地域から声が上がってきたので事細かに更に小さい単位で意見を聞く機会を設けたというふうに申し上げましたが、私ども当初から6学区で意見を聞いた後、更に小さい学校区単位あるいは保護者単位で意見を聞くということは十分日程的には想定しておりました。ただ、その想定が私どものスケジュールどおり、農作業等の関連もございまして、地区によっては第1回の検討委員会が終わりました段階ですぐに1週間後にそういった会合を催したいという申し入れをしたんですが、それが更に地区の都合等もあって、どんどん延びていったということでございます。決して細かい形で意見を聞くというのは、地域の方の意見があったから聞くということではなくて、最初からその部分は想定して日程は設定しておりました。そこをちょっと訂正をさせていただきます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そういうことで日程がずれて、11月にもその個別で保護者だけを対象にした懇話会を開くというような計画も立てられておりますが、もう11月も10日なんですけれども、この予定表でいきますと、西小、温根別小など、多寄中も含めて行われる予定になっておりますが、まず1つは、その保護者なら保護者だけの懇話会、そこで一体どのような御意見が出たのか、特徴的なものをひとつお聞かせ願いたいと思います。

そして、この11月中のこの懇話会は2回目となりますが、今部長さんのお答では2回目、3回目と十分な時間をかけて話し合いをするということでしたが、もう11月中で3回、4回と懇話会を持つのはなかなか時間的にも難しいと思いますし、検討委員会は提言をまとめなきゃな

らない時間、タイムリミットも来ておりますが、そうなりますと各地域で出されたいろんな意見、それを一つの共通意見にまとめて、そして住民もみんな合意してというような、そういう丁寧なことはしないままに話し合いが終了してしまうのではないかと私は思うんですけれども、そのことについてどうお考えか、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 石川部長。

生涯学習部長（石川 誠君） まずもって、先ほど私御答弁を申し上げましたが、ちょっと言葉足らずで大変失礼をいたしました。本意としても私もそういうふうに思っていなかったものですから、大変申しわけなく思います。発言を訂正させていただきます。

それで、保護者対象の懇話会での特徴的な意見、どのようなものが出されたのかというお尋ねでございます。これまで保護者だけを対象として第2回目の開催をいたしている地区、何カ所かございますが、その中でまず子供の教育環境を考えますと、やはり大きな学校に通わせたいという保護者の御意見がございました。更には通学の足というものをきちっと確保していただけるものならば、いわゆる地域にあります学校の存続には必ずしもこだわらないという御意見もございました。一方では、小さな学校だからこそ特色を生かした学校づくりができるんだということで、必ずしも小さな学校が何か問題があるというようなことではないだろうというような意見も出されたところでございます。また更には、地域内に小学校が2つある地域もでございます。そういった中で、やはり保育園から卒園されてそれぞれの学校にばらばらになって行くというのは親としても忍びないと。したがって、どちらか一つの学校に統一した形で通学できるのならうれしいなというような、そういった意見も出されているところでございます。ただこれは、その地域全体としてのまとまった意見ということではございません。

そこで、委員のお尋ねのとおり、しからば今後地域における学校のあり方をどういうふう集約し、どういうふうに進めていくのかという御質問でございますが、私どもこれら何回か2段、3段階ということで御意見を承ろうということで現在取り進めておりますけれども、その中でやはり地域の方々の一定程度総意というものも私ども把握する必要があるのではないかとこのように考えてございます。したがって、そういった中でなかなか大勢の中で保護者の立場、地域の立場として御意見が発出できないという可能性も十分にあるという御意見も承っておりますことから、それぞれ個別にアンケート等を通じまして、地域におけます学校のあり方、保護者の立場、地域の方々からの御意見を聴取して、その地域の考え方の把握に今後努めていきたいというふうに考えております。

あわせて、日程的な問題でございます。もちろん地域の皆様方からそう早急な取り組みで地域の意見も無視したような形で学校再編を取り進めるということは、絶対にしてはならないということでの御要望を多く寄せられております。私どもそういった面を肝に銘じまして今後の学校のあり方というものを慎重に、しかし耐震化の問題等々もございまして、そういったことも視野に置きながら適切な対応に今後とも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 懇話会の中での住民の皆さんの声でも、結論を急いでほしくない、十分論議を尽くしてほしいという声がたくさん出ております。それで確認するんですけれども、やはり教育委員会は3月をめどに、この配置計画、やはりそこでやりたいと、つくってしまいたいというふうにお考えでしょうか、それとも十分な住民の声を聞く作業を丁寧にやれば3月は超えるんじゃないかなと私は思うんですが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 3月までに学校の適正配置計画を策定をするという件についてでございますが、私ども委員のお話にもありましたとおり、一方では耐震診断によって危険な校舎だというふうに、もうはっきりとした校舎もあるわけで、それらの部分は何らかの形で耐震改修をするのか、あるいは別な手だてで改築改修をするのか、ある部分急がれている部分があるというのが一方で、学校によってはあるということでございます。それらを含めて、耐震改修をして4～5年待たないうちに生徒が極端に減って、その学校が統合になるというようなことが、過去いろいろな形で学校の統合を進めた段階で犯してきた無駄というものの、過ちを繰り返さないために、ある程度8月から着手をして、極端に長らく時間をかけたからといって住民の意向が聞けるというふうにも思っておりませんので、ある程度目標を定め、3月をめどにして今後また精力的に住民の声を聞く活動を進めてまいりたいと。そして個別にそれぞれの例えば保護者あるいはその上の階層の地域住民の方の声を聞き、そして聞きっぱなしということでは考えておりませんで、それぞれの地域である程度の方向性について御了解をいただいた段階で適正配置計画をつくらうというふうに考えております。その期限は3月だというふうに思っております。

ただ、その適正配置計画そのものの見直しということも、当然高等学校の配置計画が全道の中で進められておりましても、極端な状況の変化だとか、そういうことが起きてきた場合には見直しということも当然出てまいりますので、適正配置計画の中では例えば10年後にこの学校は改築なりある部分、統合というふうな形で適正配置計画に盛り込まれた場合におきましても、3年ごとの見直しをして、それによって適正化配置計画を見直すということもございまして、更に改築改修については問題ないかとは思いますが、統合というような結論になった部分についても、また更に具体的に例えば25年をもって統合するというふうな計画に盛り込まれた部分についても、その計画があるから問答無用にその時期が来たらやりますよということではなくて、その段階でもきめ細やかに具体的に配置計画が動いていった段階でも、地域の方々と協議を進めながら、適正な学校の配置の運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、当初の全体的な枠組みでの適正配置計画は3月末までに策定をしたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは本当に大変困難な作業だと思うんですよ。それで保護者の希望を取り入れれば、地域の人たちの願いがかなわないとか、これは学校というものですから、学校がなくなればその地域は疲弊していくというのは、今までの経験から皆さんも十分おわかりのことで、そこに住んでいる皆さん方もそれを非常に心配されているということです。だからそう簡単に子供が少なくなるから、そしてここはもう築年数古いからという、そういう単純な理由で割り切れないという部分がかかなりあるのではないかと、私はそう考えてはおりますが、ぜひとも今教育長の御答弁にありましたように、禍根を残さないように根気強く誠実に市民との対話を重ねて、このことに取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

次に、指定管理者制度についてお聞きしたいと思います。

昨今、平成18年からいろんな市の施設が民間へ任せるといような形で指定管理者が増えてきております。そこで初めに、本市における指定管理施設の状況について何点かお聞きいたします。

まず、現在の指定管理施設の数、それら施設の内容、管理者の性質及び22年度の指定管理者へ支出した管理料の総額、これについてお聞きしたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 浅利総務課主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えいたします。

現在の指定管理施設の数につきましては、現在12施設あります。施設の内訳につきましては、社会福祉施設、これが総合福祉センターで1施設、産業振興施設が大和牧場、の〜む、めん羊工芸館で3施設、基盤施設、これが日向森林公園で1施設、スポーツレクリエーション施設で、多世代スポーツ交流館、日向温泉、勤労者センター、羊と雲の丘観光施設、それから翠月、サイクリングターミナル、ぷらっとの7施設がございます。

管理者の性質といたしましては、市が出資しています第三セクターの羊と雲の丘観光、株式会社翠月、それから財団法人の中小企業勤労者福祉協会、それから農協、社会福祉法人等公共的団体であります北ひびき農協、社会福祉協議会、中心商店街振興組合、体験交流工房運営協議会、サフォーク研究会となっております。

それから、支出した管理料の総額なんですが、22年度につきましてはまだ途中でございますので、21年度でお答えさせていただきたいと思います。総額で約1億450万円支払ってございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 12施設で1億450万円ということですね。これらの施設はほとんどが平成18年度から指定管理者ということで、ほとんどって21年度からのもありますけれども、管理が開始されておりますが、この18年度から今日まで管理者の企業努力で、いわゆる指定管理料、これを減額、減らしてきた施設というのはあるのでしょうか。

それからもう一つは、この今日までのこの指定管理施設の運営や管理、この実態をちゃんと

分析して評価されているのかどうか、そこら辺の中身的なことも含めてお聞きいたします。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えいたします。

本市におきましては、平成18年度から3年間の指定管理料と、それから21年度再選定の際の指定管理料につきましては大きな変動はございません。特に企業努力によって明確に指定管理料が減となっている施設というものはございませんが、この制度の活用にあたりましては、財政面での効率性はもちろんでございますが、住民サービスの向上、これにつながることを第一と考えております。

また、指定管理導入の成果といたしましては、業務委託時に比べますと施設の利用許可あるいは料金減免なども指定管理者の権限で決定できること、それで業務の迅速化、利用者へのサービス向上が図られているということ。それから、指定管理者が独自にイベント等の企画をできるなど、ある程度臨機応変な運営ができて、サービスの提供の幅と広がり、それから安定した利用者の確保につながったことなど、これで指定管理の目的というものはおおむね達成できていると考えてございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この指定管理者の選定についてお聞きいたしますけれども、これらは今12とおっしゃいました。これらは公募なのか非公募なのかということです。それでいずれにしても、その理由もお聞きしたいと思います。

またもう一つは、この管理者を選ぶ選定について、どのように行っているのかということです。公正な選定方法で行われているのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えいたします。

本市の場合、平成18年当初、既に管理委託制度を導入しておりました施設を中心に、指定管理者に移行しております。これらの委託先につきましては、それまでの経過もございまして、現在の受託者への移行となったものでありまして、これは非公募となっております。これは特定のものが施設の管理を最も効率的かつ効果的に行うことができる場合には、複数のものの中から選定することなく、指定管理者を指定することは法令上認められておりまして、また市の条例におきましても、第5条におきまして施設の性格、規模、機能を考慮しまして、設置目的を効果的、効率的に行えること、地域活力を活用することで事業効果が期待できること、それから市の出資法人、公共団体、公共的団体による管理、この3つの要件を満たして、事業効果が明確に期待できる場合は非公募で選定できるとの規定を持っております。

それから次に、指定管理者の選定方法であります。指定管理者の選定は原則としまして公募によりまして、その中から選定することとなっておりますが、施設の設置目的あるいは運営形態等によりまして直営とする場合や、公募によらないで指定することがございます。

指定に当たっては、施設ごとに事業計画書、収支予算書、定款、経営状況を示す書類、これらを付しまして指定申請書を提出いただきます。それらを指定管理者審査委員会で検討の上、決定しております。審査委員会の所掌事項といたしましては、指定管理者の候補者の選定に関する事、それから指定管理者の指定の取り消し等に関する事でありまして、委員の構成といたしましては、各部の部長7名で組織しまして、委員長に本庁の副市長、副委員長に支所担当副市長が当たっております。また、市民等からの第三者の委員というのはございませんが、それぞれの施設の担当部長以外の部長も委員となっております。選定基準を設けて評価を点数化するなど、公正な視点で審査がなされていると考えてございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時01分休憩）

（午後 1時30分再開）

委員長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。小池委員。

委員（小池浩美君） 指定管理者条例で午前中から引き続いてお聞きいたします。

地方自治法では、公の施設の設置及び管理は条例によらなければならないとされています。それで、指定管理者にかかわる条例は土別市では、土別市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例と、こういう条例になっております。非常に長いのでこれから指定管理者条例と省略して言わせていただきますけれども、公の施設というのは市民が利用する公共施設でありますから、管理者の業務実態は常に情報公開をされなければならない。更に指定管理者が知り得た個人情報、これは完全に保護されなければならない、そう考えます。この情報公開と個人情報保護は、この条例の中でしっかりと私はうたうべきだと、これがとても大事なことゆえにうたうべきだと私は考えますが、本市の指定管理者条例においてはこの情報公開、個人情報保護についてどのように規定しているか、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えいたします。

この手続等に関する条例につきましては、いわゆる公の施設にかかわる指定管理者の指定手続について定めたものでございまして、制度の導入に伴って指定管理者は市や教育委員会などと同様な責務を負うことから、指定管理者が知り得た個人情報については個人情報保護条例の規定を準用すること、また情報公開につきましては指定管理者が提出した文書等は公文書とみなして、情報公開条例を適用することなどを、それぞれ個人情報保護条例、情報公開条例の中でうたっております。この手続条例に関しては特段その部分についてはうたっておりません。以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今の御答弁では、情報公開及び個人情報保護については、特段この指定管理者条例ではうたっていない。それぞれ情報公開条例または個人情報保護条例にちゃんと載せているんだというような御答弁でした。

それで、私は提案したいんですけども、この個人情報保護条例及び情報公開条例にこれはしっかりと載っています。しっかりと指定管理者の情報公開というように項まで起こしてきちりとそれぞれ条例化されているんですけども、これらの条文を指定管理者のこの指定手続条例に入れるべきではないかと、そのほうが非常にわかりやすく市民にも親切でないかと、そういうふうに考えるんですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

委員長（岡崎治夫君） 村上総務課長。

総務課長（村上正俊君） お答えいたします。

現在地方自治体で制定されている条例の多くは、国の法令により委任されている事項を定めたものが多く、またその条例の内容も国や道が参考のために提示した条例準則あるいはモデル条例と呼ばれるひな形に沿って制定されております。条例準則自体はひな形であるため、その内容は一定の決まりにより整理されており、標準的なものであります。仮に指定管理者に関する条例に情報公開条例や個人情報補助条例の関係部分をすべて盛り込みますと条文は多くなりますが、条例自体はわかりやすくなります。

一方では、情報公開や個人情報保護に関する法律の改定があるたびに、指定管理者に関する条例の関係部分の改正も必要となり、条例改正時の取り扱いが煩雑になりますことから、現在の条例制定の方法につきまして御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 条例を変えるというのは非常に面倒なことだと思いますけれども、いろんな条例が山ほどあるわけで、それらの条例というのは一体だれのための条例かというふうに考えますときに、これは非常に条例を引いて、自分の知りたいことを引いてみるときに、あの厚い例規集をひっくり返してみたりとって、普通の市民は非常に見にくいです、探にくい。自分の探したいところまで到達するのにかなり時間がかかる、そういうことで、この条例、それぞれ先ほども男女共同の条例をつくったりいろいろしていますけれども、条例は基本的にはだれのためのものなんでしょうか、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 村上課長。

総務課長（村上正俊君） 条例につきましては、市民の方々が市の行政等、すべてのことをわかり得るための情報発信源になっているものと考えております。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうなんです。市民のための条例なんですよね。それで私はここではど

うしてもこういうふうに変えなきゃならないと強く申し上げるわけではありませんけれども、そのことをしっかりと気にとめておいていただきたいと思います。

それで次に、指定管理者というものは市長にかわって施設を利用する市民に対して利用していいよとか、あるいは利用しちゃだめよとか、そういった許可の権限を持つわけですね。だから、いわゆる行政処分というんですか、そういう権限を指定管理者は市長にかわって持つことになります。ですから、私は先ほどもお聞きしたのは、管理者の選定あるいは指定、これは必ず公正厳正にやらなきゃならないと思うわけです。

それで、まずお聞きしたいのは、地方自治法には請負禁止、兼業禁止の条項がありますが、まずこのことについて請負禁止の条項について、なぜこの規定が地方自治法に載っているのか、どういう根拠で載っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えいたします。

地方議員の兼業禁止につきましては、地方自治法第92条の2に規定されておりますが、議会の議員はそれぞれの市町村の請負契約に対する議決等を行うことで、直接間接的に事務執行に携わることになりますので、市町村の適正な事務執行や議会運営の公正を保証するために、議員が個人としてまたは法人の役員等として、当該団体に対して請負をすることを禁止するものでありまして、その範囲としましては広く業務として行われる経済的、営利的取引契約を含むものとされているものでございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この対象は議員だけなんですか。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） 92条の2の適用は議員です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） その他、首長その他というようなあるいは教育長とかいったような立場の人は、これは対象にはなっていないんですか。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） 市長あるいは教育長、監査委員等につきましては、地方自治法の別な項目で同じように規定されております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、こういうふうに請負禁止があるんですけども、指定管理者にはこれは、この請負禁止の規定は適用されていないんですよね。これはなぜなのか、教えていただきたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えいたします。

指定管理に関しましては、市にかわって管理を代行するという行政処分的一种とされておまして、公の施設の指定管理につきましては、地方公共団体と指定管理者の取引関係によるものではないということで、いわゆる請負には該当しないということで解釈されております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 法律的にはそうなっているようではございますけれども、現実には議員や首長なんかは、指定管理者の指定にかかわる立場にいるわけですね。議会での議決が必要だということもあります。ですから、その立場を請負と同じように、その立場を利用して自分の経済的な財産、そういう財政上の利益、そういうことを意図すれば、公平な議会運営、行政執行、そういうのは損なわれると私は考えます。その意味でも、請負と何ら変わらないんでないかと、そういうふうにするものです。そして、全国的にもこの兼業による不正あるいは腐敗を防ぐ、そのことのために議員や首長などの関係団体の指定を禁じているという、そういう条例を持っている自治体もあります。指定管理者条例にきちっとうたっている自治体、それは余りたくさんはないんですけれども、あるいは別に政治倫理条例ですか、そういったようなものでしっかりとうたっているという自治体もあるんです。

それで、私はまた提案するんですけれども、土別市のこの指定管理者の指定手続等に関する条例、これに兼業禁止の規定を加えてはどうか、加えるべきではないかと私は考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

兼業禁止の規定を条例の中に盛り込んでどうかということのお話であります。本市のような小さな自治体、本市に限らず小さな自治体にあつては、いろんな各種団体の長を議員の方が兼ねるというケースは、そういうことがあるという可能性はこれは否定できないものがあるかというふうに思っております。こうしたことから、この兼業禁止を盛り込むことについては、慎重な議論も必要ではないかというふうに考えております。請負等の兼業禁止は今お話にあつたように、自治法の中で規定をされておりますけれども、指定管理の部分については請負に当たらないということもあつて、本市でもその規定を盛り込んでおりません。

ただ、今指定管理にとどまらず補助金の関係だとか委託の関係だとか、いろいろなそういったような面で議員さんですとか、自治体の長あるいはもう職員の分野まで、そういった今小池委員のお話にあつたように倫理の規定ということで定めている市町村が多くなっているという実態にもございます。その方法としては市の条例、例えばその指定管理条例の中でそういうことをうたう、あるいは議会基本条例とかそういうところでうたう、いろんな方法がありますけれども、現在本市においても議会基本条例も検討されるような段階にある、それからまちづくり基本条例についても、今市民の意見をいただきながら策定作業を進めているというような状

況もありますので、特に議員さんですとか自治体の長の権利だとか立場にも影響する課題でもありますので、今後そういったことについて、そういう議会基本条例なりまちづくり基本条例なり、そういったことも検討の中で議会のほうとも相談しながら進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

委員（小池浩美君） 以上で私の質問を終わります。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 通告に従いまして総括質問をしたいと思います。

現在土別市には商と工を網羅的に束ねている団体と申しますか法人というのは、土別商工会議所と朝日商工会しかないと事実上言えるわけではありますが、商工会議所、商工会を併合しまして、土別市が併合した中でこの一つの自治体にそれぞれ旧土別地区と旧朝日地区にあるわけですが、調べますと法律とかその管轄がそれぞれ違っていて、商工会議所は商工会議所法、商工会は商工会法という法律によって運営されているわけですが、管轄する官庁も同じ経産省の中ではあります。経済産業政策局が商工会議所、中小企業庁が商工会という形で管轄をされていると。また主にその配置される地区としましては、比較的大きな市を中心にして商工会議所が置かれ、町村の区域に主に商工会が置かれているということになっているということでもあります。

それで、それぞれですけれども、事業目的は違いもあるんですけれども、基本的にはそう変わらないところも多いわけでありまして、商工会議所は地域の総合経済団体としまして中小企業の支援のみならず国際的な活動も含めた幅広い事業など、国際的活動が含まれるとなっておりますが、事実上大きな商工会議所が中心になりまして、土別の商工会議所の場合はそこまでなかなか行っていないかなという部分もございまして、商工会は経営改善普及事業など小規模事業の施策に重点を置いているといわれております。このように事実上やっていることは比較的同じようなことをやっているわけですが、根本的なところでどちらも営利を目的としてはならないとか、特定の個人や団体の利益のために活動しない。そして主な財源といたしまして会員からの会費、事業収入、補助金となっているわけでもあります。

今回は主に土別商工会議所に関する質問をさせていただきますが、土別商工会議所には主な会計といたしまして、一般会計と中小企業相談所会計、そういう大きな2つの柱の会計がございまして、平成21年度の決算の資料を見ますと、土別商工会議所運営補助金として一般会計に470万円、相談所会計には土別中小企業相談所運営補助金という形で250万円が補助をされているわけですが、本市といたしましては、この土別商工会議所という団体をどのような役割があり、またどういった考えのもとで補助をされてきたのでしょうか、お答えください。

委員長（岡崎治夫君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

商工会議所の役割につきましては、ただいま井上委員のお話のとおりでありまして、法に

においては商工業の総合的な改善を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資すること、これを目的として各種事業を行っているところであります。土別商工会議所におきましては、委員お話しのとおり会計が2つに分かれております。一般としては、これは会議所全体の運営の補助として、そして中小企業相談所につきましては、商工業会のための活動の事業として、この2本の会計があるわけでありますが、会議所においてはその法の精神にのっとりまして、市内工業の振興にさまざまな事業展開をされております。そうしたことを通じて商工業の振興を図ること、一方ではそうしたことで、本市のまちづくりの推進にも大変大きな役割を担っていただいていると考えているところであります。

こうしたことから、会議所が円滑に運営ができること、そして会議所の事業が同じく円滑に推進できるように補助をしております、そのことにより市内商工業者方々の一層の経営の強化と健全な育成ということにつながればということで補助をしております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうなんだと思いますけれども、細かな商工会と商工会議所の違いはさほど変わらないという話を僕も先ほどしましたけれども、中身としては主に中小零細企業を含めた中の地域のそれぞれの企業の金融に関する相談、あっせん、また税務に関する相談、指導、また経理関係ですとか、また労務、経営診断等々、非常になくってはならない存在として日々のそれぞれの企業のサポートをしているわけですけれども、そういったなくてはならない法人ということで、国も道も当然ながら認知をしております、現在北海道から相談所会計に本年度で約2,300万円の小規模事業指導推進費という形で補助が行われているわけですけれども、この非常に重要な財源の一つであります北海道の補助金が、今後大きく削減をされるということが既にほぼ確定しているという状況であります。商工会議所の財政がそうなりますと非常に急速に悪化するという状況に聞いておりますが、これは本市の商工会議所のみならず、同規模地域それぞれにあります全道の商工会議所が共通する課題でありますけれども、こういった今の私の申し上げた現状につきまして、どのように認識をされていきますでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ただいま委員のお話しのとおり、商工会議所、商工会もそうなのですが、制度の改正に当たって大変厳しい状況に置かれているというふうに感じております。原則として補助金につきましては法律、道の補助金交付規則に基づいて支出されるんですが、委員お話しのとおり、小規模事業指導推進費補助金交付要綱という要綱が、この経営改善普及事業に対してこれに基づいて補助金が交付されているところであります。

会議所でいいますと、中小企業相談所が行う経営指導等の事業に交付されているところであります。この要綱では会議所管内の小規模事業者数というものを基準にして、その会議所内の経営に必要な人数という人員を定めて人件費等について補助金を算出して補助しているところ

でありますけれども、平成20年にちょうど改正が行われまして、基本となる事業者数の数を平成18年に実施された事業所企業統計調査の事業者数を用いることになりまして、この統計によりますと事業者数につきましては845人ということで、要綱に定められております基準事業者数のランクづけでいきますと1,000人以下というランクに位置づけされることになったとお聞きしております。そのことによりまして、今まで経営指導員が3名、その補助員が2名、記帳選任職員が1名の計6名のいわゆる補助対象の職員の設置が可能だったわけですけれども、この要綱の改正が適用されることによって、改正の内容では平成21年から指導員2名、補助員1名、記帳選任職員1名の4名の補助対象職員という算出がなされたところであります。ただし、この平成21年からのこの改正の適用につきましては5年間の猶予期間がありまして、実質は平成26年からの適用となるということになっております。このことによって会議所の試算では、先ほど委員のお話にもありましたとおり、本年の人件費補助2,300万円が平成26年にはおよそ1,300万円程度、これは試算ですので正確な数字ではないですが、およそ1,300万円まで減額されるのではないかとということでございます。このことが、平成26年ですが実施されれば、現在の経済状況ですとか会員の動向などを考慮しますと、大変厳しい運営状況ということが予想されるのではないかと考えております。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今いろいろと御説明いただきましたけれども、この会議所の財政が今後非常に急速に厳しくなるという一番の原因はやはり人口の減少と、それによる会員の減少、景気低迷による会員の口数が減ってきているということによるのが、まず当然1つなんでしょうが、その会員の減少がいわゆるこの道にかかわる現行の補助対象の維持が26年度から不可能になるという大きな要因で、先ほど御説明いただいたとおりだと思います。あわせて、もうこれ本年度からなくなったものでお聞きしたんですが、商工会等指導環境推進費、別名事務局長設置費という形でもいわれているんですが、これがちょうど補助対象要件を今年度からいわゆる会員数の減少によりまして、規定に足りないということで今年度から約455万円、既に22年度から削減をされているという現況もでございます。

それと先ほど言ったように、会員数が減れば当然労働保険の受託事業等の手数料収入も大きなものなんですけれども、そちらのほうもあわせてじりじりと減少しているという状況であります。またこの経営悪化の内容、いろいろ今ちょうど会議所の中に財政検討委員会というのが設けられまして、その中でこれから順次早急に分析、今後の対応を図っていきたいということなんです、特に大きな財源不足にこれから陥る要因のほかの部分では、ここ5～6年非常に急速に退職者が出たということで、退職金の積み立て不足によりまして、その積み立てを割り増ししなきゃならないという要因が出たともお聞きしております。

また、商店街活性化のために4回行われました地域振興券発行事業の中で、特に当初のうちは会議所の内部留保を取り崩して地域振興を先行してやってきたということで、内部留保金が正直いって減ってしまったという部分も聞いております。

また、この後の質問に関連いたしますけれども、観光協会等の事務受託にかかわる一定の費用負担等々やいろんな要因があるとお聞きはしておりますが、特にその一番大きな要因は、今御答弁の中でもありましたけれども、シミュレーションの中では平成26年度で約1,000万ほどの収支不足が起きるといいう可能性が今は計算をされていますが、その要因は、今プロパーでちょうど補助対象職員6名のうちの2名分約1,000万が26年度から道の補助金として削減される。これは6名のうちの2名といいますと3分の1の職員に対する補助がなくなるという、一番大きな要因なんですけれども、非常にこれから当然、商工会議所が自助努力をしていくという部分はもちろん大前提でありますけれども、それを超える大きな状況を迎えているという認識なんです。改めてお聞きしますけれども、そういったわずか3～4年後にこういう状況になるということに對しまして、市のお考えをお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

先ほどもお答えしました委員のお話にもございましたけれども、平成21年にこういった改正がなされて猶予まで、その間に準備をとということの猶予だというふうには思いますけれども、しかしながら、職員として6名の方たちがいて、5年間の猶予があるからといってそれを補助対象ではありますが、その補助対象を2名にするということで、その減収分を考えますと経営的にも会議所は大変厳しくなりますし、それではその減員をどう対応するのかということを考えても、補助金が半減するわけですから、そういうことを考えますと、これは一つ土別市ではなくて地方の会議所にとりましても、会員の減少の傾向というのはとどまっていなわけでありまして、そうした中で現体制を維持する。総体、会議所の全体の職員という部分でいいますと、その体制を維持するということになりますと、その減収分の財源を新たに見つけなければならぬという大変な苦勞が伴いますし、そういったことを考えますと、これは地方の商工会議所にとっては、猶予があったとしても大変厳しい内容ではないかというふうにしてとらえているところであります。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで農業、土別は農業が当然基幹産業のメイン産業でありまして、きょうはT P Pの意見書も臨時議会を開きまして通したわけですが、農業を代表とする組織としては、当然筆頭に頭に浮かぶのは農協・J Aでありまして、農協は農畜産物の売買ですとか金融共済等々多くの収益活動をまずやっているという大前提の中で、農業者たちの意見も取りまとめながらという活動ができるわけですが、一方商工を代表いたします最大の組織は、先ほども言いましたとおり、営利を目的としないと法律に書かれております商工会議所や商工会となっております。さきに商工会議所の業務として金融ですとか税務、経理、労務などなどの相談指導を含めた中小企業振興というものがあるということでお話しさせていただきましたが、そのほかの大きな役割として、政策の提言ですとか産業の振興、そして何よりも多くのまちづくりの推進にかかわる地域振興にも商工会議所が大きく関与をしているというのは否

定できない事実かと思えます。

そういった商工会議所の公共性の高さから、本市におきましても、審議会や協議会はもとより、さまざまな市がかかわる団体の要職を会頭ですとか副会頭が受けましたり、または事務局的功能を会議所が受けるなど、そういったことがたくさん見られるわけですが、それらのもので主で市にかかわる公的な部分はどんなものを今担われているのか、簡単にお答えください。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

大変多くございますので、代表的なものをお答えさせていただきたいと思えます。

1つには、特別職報酬審議会、士別市振興審議会、国民健康保険運営協議会、商工振興審議会、地方卸売市場運営委員会、あと合宿の里士別推進協議会ですとか、ラブ士別・バイ士別運動推進協議会など、そのほか10件ほど市にかかわっての役割、協議会等の役を担っていただいております。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうなんですね。やはり非常に公共的な組織として会議所が担っている役割というのは多くありまして、私の知っている範囲では一部重なるところもあるかもしれませんが、例えば暴追協ですとか警察の関係、友の会、または合宿とかスポーツ関係でいえば士別ハーフマラソン大会の実行委員会ですとか、ディスタンスチャレンジ士別市実行委員会に、これはだれが出ているかちょっとわかりませんが、この資料では関係されていたり、また先ほどちょっと前後いたしますけれども、士別のまちづくりの基本にかかわる、先ほどお答えいただいた中では合宿の里士別推進協議会ですとか、ラブ士別・バイ士別推進協議会、またサフォークランド士別プロジェクトの会長を会頭がされているですとか、あと細かいいえば自衛隊に関する協力会のさまざまなものですとか、あとこれは会議所本来の機能にかかわる部分ですけれども、労働保険に関するいろんな組織のものを会議所が担っているという、ざっと私が今、市がお答えいただいた部分を足すと多分50ぐらいは関係団体があるんじゃないかなというぐらい非常に多岐にわたっていると、びっくりするぐらい、調べてみたらあるというわけなんですけれども。

以上のことを見ただけでも、いかに会議所が公共性の高い、先ほど言ったように収益事業ができないわけですけれども、公共性の高い団体としてももちろん商工会議所、商工会も含めてですとか、公的な非常に重要な団体ということでわかるわけですけれども、こういった非常に公共性の高い商工会議所もしくは商工会が北海道の補助基準の、先ほど来出ていますとおり、非常に困難なときを迎えているということでもあります。

先ほど言いましたように、財政検討委員会を立ち上げながら、今商工会議所自身ができ得るだけの事業部分を今後更に進めるといのがもちろん大々前提でありますけれども、この非常に難題をぜひ乗り越えていくためにも、市も本腰を入れてぜひ解決策を見出す努力をともにしていただくことが重要かと思えますが、いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

会議所におきましては、委員お話しのとおり、財政検討特別委員会という委員会を立ち上げまして、事務局体制ですとか財政の運営ですとか、こういったことの抜本的な見直しについて検討をされております。会議所さんにおかれましては、これまでも支出の見直しですとか人員配置を変えるですとか、取り組みはされていると聞いております。ただこの平成26年度の大きな補助対象職員の減に対しましては、かなり思い切った改革が私どもから見てもやっぱり必要になってくるのだらうと感じております。

現在、その特別委員会の中で検討はされておりますので、私どもとしましても会議所のその検討内容を十分に検証して、会議所とともに協議もさせていただきながら対応に当たってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 市長も市長に就任される前は、商工会議所が中心で集めてます商工協議会という役員もされていまして、商工会議所については非常にかかわりも深かったと思いますので、ぜひこういった状況も詳しく知っていただきたいという部分も含めて、こういう質問をさせていただいていますので、ぜひ一言御感想をいただいて、次の質問に移りたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） ただいま井上委員から商工会議所の現状、経営における問題についての御質問をいただいたのでありますけれども、私はいつも申し上げているんであります、商工会議所に加盟しているそれぞれ商工業の皆様方、そしてまた農業にかかわっている皆様方もいるわけでありまして、そういう意味では、本市のこの地域をリードしていただいている役割を相当担っていただいている、それぞれの皆様方が。なおかつ、そこには多くの雇用の場も実は生まれているわけでありまして、そういった意味では、先ほどから井上委員仰せのとおり、その中心的役割を担っている商工会議所あるいは商工会が大変な今実情にあるということでありまして。

最終的には、平成22年から約450万円ぐらいで平成26年からは約1,000万円ぐらい、現行と比較をしてマイナスが生じるというような状況でありますし、今会議所の中でも検討委員会を設けて議論されているようでありますから、その後私どももその内容をつぶさに伺いながら、今後に向けてどういう対応が一番望ましいのか、そういった形で進めてまいりたいと考えています。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは続きまして、2番目の観光行政と観光協会についてという形で質問をさせていただきたいと思います。

現在、土別観光協会と朝日観光協会が両協会の合併も視野に入れていらっしゃるのかと思いますけれども、共通の認識として今後一体的になっていく可能性を含めて協議が進められているんだと思いますけれども、お隣の名寄市の場合、観光協会はNPO法人なよろ観光まちづくり協会という名前で設立をされている経緯がございまして、その中身は当市の観光協会ですとか歴史やその内容等々、行政との分担の方法も含めて違うという部分は若干なりとは聞いてはありますが、直接そういう関係上比較はできないわけですが、名寄市からこのNPO法人は約2,700万円の補助金を受けていると聞いております。これだけの補助金を出して名寄市がなよろ観光まちづくり協会を支えているわけですが、その具体的な中身は本市とどのように違うんでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ただいま委員お話しのとおり、名寄市におきましては観光の事業のそのほとんどを、このNPO法人が受けておりまして、事務局体制も職員が2名、臨時職員が2名の計4名で運営をされておりまして、夏冬のイベント、それから観光の宣伝、それと観光客誘致にかかわる事業と観光の全般について担っております。それで、お聞きしたところ、全体で総事業につきましてはおおよそですが4,800万円ほどの事業に対して、委員お話しのとおり約2,700万円ほどの補助を受けているということでした。

一方、土別におきましては、土別、朝日の観光協会におきましては、特に専任の職員というものは置いておりませんし、事業につきましても直接実施する事業もございまして、実行委員会という組織をつくりまして、大きな観光イベントなどを行っているところであります。それらの実行委員会が行うそういったイベントも含めると、土別市においては総事業費で約2,890万で、それに対する補助というのは約1,330万円ほどの補助を支出しているところであります。こうして組織体制、事業の規模等に名寄と差があるのかなと感じているところであります。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） その名寄の2,700万円の補助金のうち約3分の1以上が職員費の補助として積算されているという話も聞いております。以前私も質問したことがありますけれども、観光情報をどこに一元化するのかとか、一元化の必要性ですとか、観光プロデューサー的になれる専従者をきちんと確保、育成をしろというような質問をしたことがございますけれども、この名寄市のあり方というのは、これは一つの観光にかかわるあり方として、それがベストかどうかはわかりませんが、少なくとも専従者をきちんと置いて、それに対してきちんと人件費が出せるような形をとっていらっしゃるということで、ぜひ今後も参考にさせていただきたいと思うわけですが。

土別のほうに移りますけれども、決算資料を見ますと、先ほど全体の実行委員会等々の合算した数字を答弁されましたけれども、骨格的なものだけちょっと拾ってみましたけれども、土

別観光協会には運営補助として決算資料を見ますと142万5,000円、実行委員会形式ではありませんけれども、観光協会が事務局を担っています天塩川まつりに200万円、雪まつりに150万円の事業補助が行われています。朝日の観光協会には同じく運営補助といたしまして189万円、またこれ合併特例区事業でありますけれども、岩尾内湖水まつりに517万円の事業補助がされているようです。来年3月まで5年間の合併特例区期間がございますので、土別、朝日の両観光協会に対する補助基準が異なるというのも、それはやむを得ないと思えますけれども、それぞれが運営補助の積算の根拠として、土別観光協会、そして朝日観光協会の運営補助率はそれぞれ対象の補助額が幾らで、それぞれ何%の補助率となったんでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

その前に、先ほどの答弁の中で、土別においては専任職員を置かずとお答えいたしましたけれども、朝日の観光協会にはいらっしゃいますので、訂正させていただきます。

そこで、事業費に対する補助率であります。土別観光協会の運営に対しましては、全体が310万に対して142万5,000円という市の補助でございますので、46.0%の率になるかと思えます。そして朝日観光協会ですが、全体が309万9,000円に対して189万円です。61.0%になるかと思えます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） あわせてお聞きしますけれども、これはそれぞれ運営補助じゃなくて、実行委員会もしくは先ほど言ったとおり特例事業ですけれども、天塩川まつりそして雪まつり、岩尾内湖水まつりのそれぞれ事業補助がされていますけれども、その全体の補助対象額とそれに占める補助率はそれぞれ何%なんんでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

まず、天塩川まつりでございますけれども、全体の事業費が約873万8,000円で補助金額200万円、全体事業費に対する補助の割合につきましては22.9%となっております。また、雪まつりににつきましては、全体事業費が584万6,000円に対しまして150万円の補助金の支出でございますので、割合としては25.7%。岩尾内湖水まつりににつきましては、全体事業費が526万6,000円に対して補助金が517万円でございますので、98.2%となっております。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） この非常に違う補助率も含めまして、今後考えていかなきゃならないということになると思うんですけれども、ちなみにお聞きしますが、それぞれ今運営補助、事業補助がありました。これらの財源はすべて土別の単独費用なのか、もしくは道や国の何らかの支出金が後から来ているとか、そういった部分があるのかなのか、お答えください。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

すべて一般財源でございます。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、土別観光協会のお話をさせていただきますが、土別観光協会は元来個人、企業から協賛金を広くいただきながら、市民手づくりのイベントでお祭りをしてきたという非常に長い歴史がございます。諸準備の会場の設営、また撤去、役員はもとより市民のボランティアで基本的に支えているという形で進めてきております。そういいながらも、しかしながら、先ほどの商工会議所と同じでありまして、人口、企業数の減少、また長く続く景気の低迷によりまして、会費の収入は減少傾向がずっと続いているというのが現状でございます。また、現場を支えているボランティアですとか役員も、この平均年齢も当たり前ながら毎年1歳ずつ年を重ねていっているという状況でございます。

ボランティアというのも正直言って限界がありまして、今のうちに先ほどの名寄の話がベストとは言いませんけれども、何らかのやはり、もうこの時期に観光行政の新しい形を構築していくべきだということで、私は議会でも常々申し上げているわけです。まさに今両観光協会が協議を重ねられていらっしゃるというお聞きしています。また、特例期間が来年3月31日、本年度をもって終了するというこういう時期こそ、市がその調整役を大いに発揮をしていただきまして、一定の期限を決めた中で土別市全体の観光行政を、そして今後の構築をどうしていくかということを決めていく非常に重要な時期だと私は思っておりますので、要所要所におきまして市のイニシアチブがぜひとも私は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ちょっと合併時までさかのぼってお話をさせていただきますと、合併の協議の中においては、それぞれの観光協会が地域の特色を生かしたイベントに取り組んでいると、そういうことがありますので、当分の間はその両協会を存続させるという合併協議が整っていたところでありますが、そうした中にありましても、両協会とも将来的には一本化すべきという思いがあったとも聞いておりまして、今般、合併特例区期間が終了するということに向けて、合併に向けて、合併は協会の合併のことですが、合併に向けて共通の認識をまず持つということで情報交換を2回ほど行っております。1回目につきましては7月22日に、これはお互いの現状を認識し合うということと、将来の本市の観光のあり方、基本的な考え方はどうなのだろうかということ、それと2回目につきましては、前回の話を受けまして観光協会の基本的な方向性です。それと今後のこういった話し合いですとか合併に関する進め方など、意見交換というのが主でありますけれども、話し合いをされてきているというところです。

そうした中で、その後両協会におかれましては、それぞれの協会の事業の精査ですとか組織あるいは事務局の体制について個々に協議をいただいております。その結果につきましては、

11月末までに協議をまとめていただいて、それに基づいて3回目の話し合いを行う予定であります。市といたしましても、両協会の自主的な協議をまずは尊重しながら、市は積極的にその調整役、両協会の調整役ということで役割を果たしながら、年内には一定の方向を見出すようにしたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） スピード感を持った観光行政のあり方を、ぜひ市は市という立場もありますけれども、ある面では市長を筆頭とするリーダーシップも必要などころもあるかと思しますので、ぜひこういうある面で節目のときだと思しますので、ぜひ大いにいい方向に変わることが期待しまして、私の質問を終わります。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） それでは、通告しております内容に従って質問させていただきます。

今回21年度の決算について、5つのポイントに絞って質問をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、1番目の21年度の決算の状況とそれらの内容、いわゆる財政構造がどうなっているかという点について絞って御質問させていただきたいと思えます。

御承知のように21年度決算は、収支で5億3,800万という結果になりました。このうち22年度に繰り越すいわゆる繰越明許費1億1,700万、これを除いた実質収支額は御承知のように4億2,200万ということになったわけでありまして、この収支の内容を見ますと、もちろん19年から21年度の決算状況をいろいろ数値を持っていろいろ検討してみても、依然としてやはり市税、いわゆる税収が落ち込んでいる。

特に21年度の税収は対前年比1億9,300万の減で、このうちの約74%である法人税が1億4,200万ほど減少しているということでありまして、しかし一方、いわゆる依存財源といわれる地方交付税、御承知のように21年度は特別枠で1兆円ほど増えたということから、結果的に約73億7,700万という結果になりまして、対前年比2億4,908万円の増加となり、歳入総額では約3億円ほど増加して172億2,400万ということになったわけでありまして。

それで、私は今回のいろんなこの決算状況の中身等もいろいろ拝見させていただきましたけれども、依然として土別市の財政構造は、いわゆる自主財源と依存財源を比較してみると、端的にいうと自主財源が4分の1、依存財源が4分の3というような状況にあります。例えば20年度から見ても自主財源は5.3ポイントほど減少して24.4%、一方地方交付税などあるいは国庫支出金などの増加によって、もちろん同率の5.3%が増えて依存財源は75.6%と、こういう状況でありますから、依然として依存財源に頼る財政構造であって、依然として脆弱な財政構造と言わざるを得ないわけでありまして、こういう依存財源の中で、土別市の大きなこれが私は課題であるというふうに思っております。

したがいまして、今年度のこういった財政構造をどのように認識してこれらの課題にどう取

り組むというのは、まずお伺いをいたします。

特に今回の税収の中で、その法人税が減少しているということは、裏を返せば地域経済が疲弊しているというふうにつながるといふふうにも考えられます。依然として地域経済がやはり活性化していない、こういうことにもなるのではないかとと思いますが、まず第1点、こういった決算の状況についてどう認識して、この財政構造をどう検証されているのか、この点まずお伺いいたします。

委員長（岡崎治夫君） 法邑財政課主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） ただいま財政構造への認識、あるいはその課題の取り組みということで御質問がございました。

21年度の決算につきましては、一般会計実質収支約4億2,200万ということで、一定の黒字が確保されたところなんですけれども、財政構造そのものというものが改善されているということでは、おっしゃるとおりないわけでありまして。

まず、歳入面から見てみますと、歳入に占めます市税など、その自主財源の割合、これは3割には達していませんで、依然として多くを地方交付税でありますとか国庫支出金、それから地方債などに頼っているといったような状況にあるというのは、委員のおっしゃったとおりであります。21年度市税ですけれども、歳入総額で171億ほどあるんですけれども、その中の22億ほどしかないという状況になっていますし、22年度におきましても今のところ増収というのは見込めず、同程度で推移するだろうというような見込みをしているところであります。そのまちの標準的に必要な需要額、これに対しましてその税収などがどれほどあるのかといったような割合をあらわします財政力指数というのがあるんですけれども、それから見ましても0.29ということで、道内の35市の中では低い位置にありますし、また同じ産業構造ですとか人口規模から分類しました類似団体の平均、これから見ましても低い水準にあるということで、交付税への依存度は4割を超えていますので、非常に高いというような状況になっています。

こうしました構造というのは、合併前から変わらずあるわけですし推移してきたところなんですけれども、平成19年度から所得税から住民税への税源移譲というものがありまして、それによって一時自主財源というのも上がったこともあるんですけれども、ただその後の経済情勢など不況などで税収が落ち込み、21年度においては低い水準にあるといったようなことであります。

本市のような人口も少なく、大企業がたくさんあるわけでもないという小規模な地方都市というところでは、どうしても財政構造的には仕方がない部分もあるというところなんですけれども、安定的な財政運営のためにはさまざまな地域経済の活性化を図る対策によりまして、税収、財政力を向上させる、少なくとも悪化させないというように取り組んでいく必要があるだろうというふう考えているところであります。

一方、その歳出面から見てみますと、人件費、それから扶助費、公債費といった義務的経費、これは38.4%ということで依然高い割合で推移しております。また財政の弾力的な割合、これ

をあらわします経常収支比率、これは91.7ということで、前年度よりもこれは3.8ポイントほど改善したんですけれども、これは交付税や臨時財政対策債、これらの増加したことによるものでして、実質的な構造が改善されたということではない。こうしました数値が高いということは、投資事業ですとか政策的な財源に回せないというようなことでありまして、いわゆる硬直した財政状況ということになりますので、こうした状況を改善するために、引き続き歳出面からは人件費でありますとか公債費でありますとかいったことの抑制だとか事務事業の見直し、それからコスト削減など、地道な取り組みによって継続して取り組むというようなことが必要ではないかというふうに考えているところであります。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今いろいろお答えをいただきましたけれども、先ほど申し上げたように、やはりこの自主財源の柱である市税、これは特に先ほども申し上げた全体の74%程度、1億4,200万ほど落ちているわけですが、これは御承知のように法人税は道税、事業税、市町村民税ということで法人が支払うわけでありまして、例えばわかる範囲で結構ですが、市内の法人の数といわゆる課税対象になる、いわゆる税引き前の所得、これが当然法人税の計算の基礎になるわけでありまして、わかる範囲でその法人の数と税引き前の所得がある企業の数というのは全体のどの程度を占めているのか、わかる範囲でちょっとお答えください。

委員長（岡崎治夫君） 高橋市民部次長。

市民部次長（高橋哲司君） 市内の法人税、それから法人市民税の会社ですけれども、均等割を支払っている会社が474社ございます。うち法人税割については190社です。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 全体が414で、このうち均等割が190ということは、残りの220はいわゆる税引き前の所得でマイナスということですか。

委員長（岡崎治夫君） 高橋次長。

市民部次長（高橋哲司君） 税引き前のということはちょっと今、私の手元に資料がないのであれなんですけれども、今お話しした均等割については474社でございます。それで法人税割を納めている会社が190社でございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 通告していなくて申しわけないんですけれども、依然としてこういう状況にあるということですね。ですから、先ほど申し上げたように、いわゆる全体的な市の財政は収支バランスとれて黒字になっているといいながら、特に自主財源の中心である市税が落ち込んでいる。その中でも特にこの法人税の落ち込みがあるということは、やはり地域経済がいろんな国の財政支援策等もあってやってはいるけれども、依然として厳しい情勢にあると、こう

ということがいえると思います。

したがって、後で申し上げますけれども、やはり今後、例えば税収が1億落ちた場合については地方交付税で75%措置されるということももちろんありますけれども、差し引きするとやはり25%は自主財源で賄わなきゃいかんと、全体の歳入歳出を予算の中で、こういうことでございますので、この点についてはやはり今後の土別市の課題であるということをまず指摘しておきたいと思います。

次に、2番目の財政指標の内容についてお伺いします。

御承知のように、総務省は2007年度に財政健全化法ができて、これらについて公表しなければならんと、こういうことになっております。過般09年の財政指標が発表されました。御承知のように2008は7市町村、道内の関係ですけれども、このうち3市町村はクリアをして、現在中頓別町を初めとする由仁、江差、洞爺湖、これの4町村が財政健全化団体と、こういうふうに言われておるわけでありまして、本市におきましては第3回定例会において、これは市長が実は公表されたわけでありまして、本市については4指標とも問題なくクリアしているということで報告がございました。

そこで、この財政4指標を計算する一番のポイントでありますこの分母である標準財政規模、21年度の決算では98億7,000万ですか、こういう状況で計算をされるというふうになっております。そこでこの標準財政規模という算定基準でありますけれども、聞くところによりますとこれは税収とか地方交付税とかというものが入っております、そういうもので構成されているというふうに聞いておりますけれども、当然分母である財政標準規模が下がると分子が変わらなかった場合、率は上がるとこういう計算になるわけですけれども、ここで伺いたいのは、いわゆるその標準財政規模という内容と、これが例えば下がった場合、それと例えば土別は総合計画の中で最終的に、今2万2,000何ぼの人口ですけれども、2万人というふうに私は記憶しておるんですが、これが年次的に人口が減少していった場合に、当然分母が下がるわけですから率は上がると、こういう結果になるんですが、この標準財政規模の内容と、そしてもう一点は人口動態等によってこれらの基準が変わるのかどうか、影響あるのかどうか、この2点をまずお伺いをいたします。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 財政指標に用いますその標準財政規模の関係であります。

各指標とも分母に標準財政規模というものが用いられております。例えば実質赤字比率を出しますときには赤字額を標準財政規模で割り返して、その率がどうだったかというような算定をします。これはそれぞれその指標によりまして赤字の割合ですとか借金の割合、それから将来にわたります負債の割合などがそのまちの標準的な税収入にどれくらい占めるのかといったことを推しはかるために用いているものであります。

標準財政規模は21年度の場合ですけれども、まず地方税とか地方譲与税などの収入の見込み額、これが28億6,500万円という一つの要素があります。それと普通交付税、これが64億3,500

万円、それと普通交付税の代替措置といいますが、国が地方に交付税として渡す財源がないものですから、地方に借金をさせるといったようなことで、臨時財政対策債を発行させておりますけれども、これの5億7,400万円、これを合わせました98億7,400万円が21年度の標準財政規模というようなことになっております。

そこで、普通交付税につきまして分母の算定基礎になっているわけなんですけれども、普通交付税の算定の中には当然人口ですとか道路の延長、それから面積、学校数、それから高齢者の割合とかさまざまな基礎的な数値が算定の基礎となっております、当然それらが下がりますと指数にも影響を与えるというようなことになっております。中でも人口につきましては、その基準財政需要額を算定しますときの費目が大体36項目ほどあるんですけれども、そのうちの14項目で該当になっておりますので、人口は特に大きく影響をしているということになります。今のところ人口が1人減りますと約18万程度の影響が出るというような試算をしているところなんですけれども、それが当然減っていくとそれなりの影響があるということがあります。例えば21年度は普通交付税の増加などから20年度と比較しますと標準財政規模そのものは1億5,500万ほど増加したところなんですけど、もし20年度のままその交付税等が伸びず、20年度のままの標準財政規模ということになりますと、例えばその比率でいいますと実質公債費比率、これで0.1ポイントほどの上昇、更には将来負担比率におきまして3.3ポイントほどの上昇というような影響があったというふうに試算をしているところであります。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） それで、今はやはりその分母になるいわゆる標準財政規模、人口、道路、面積、いろんな社会インフラの状況等が加味されてあるというように言われておりますけれども、今回お出しいただきましたこの健全化判断比率及び資金不足比率の説明資料、この中では私は4つの指標、いわゆる実質赤字比率、連結赤字比率、公債費比率、将来負担比率、このうち公債費比率が現状より6億2,000万増加した場合に健全化団体になると、こういう中でここが一番、何ていうのかな、近いのかなというような端的な考えでありますけれども、いわゆる地方債が、後でちょっと申し上げますけれども、21年度、22年度が新たな市債を発行することによって、いわゆる償還をして差し引き約3億2,000万ほど増えるという計画になっていきますね、地方債。それでそういうことを考えると、6億2,000万ですから、こういう状況が続けばここに若干該当してくるのかなというようなちょっと心配もあるんですけれども、この公債費比率については特にそういった心配は現状ではないですかね。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） ただいま、実質公債費比率の関係で質問があったところなんですけど、決算資料によりますと21年度末の償還残高、起債の残高と比較しまして22年度の末の残高というのは確かに増えているような状況になっております。これは今までは償還元金よりも新規の借り入れというものを抑制して、その残高のほうが減るようなことで借り入れしていたわけなんですけれども、21年から22年にかけての借り入れの関係でいきますと、経済対策によるもの

ですとか、あるいは臨時財政対策債が異常に伸びたといったような部分がありまして、一時的に伸びているような状況にはなるわけなんですけれども、それが今後も継続して伸びていくというようなことではございません。

それと、早期の健全化団体になるに当たりましては、現在よりも実質的な地方債の元利償還金、これが現在6億2,000万ほど増加した場合ということになるんですけれども、この6億2,000万まで増加するということになりまして、借り入れがもっと物すごく今のペースよりも大きな規模で借り入れた、それが続くといったような状況でなければこういったことは発生しませんので、この実質公債費比率につきましては、確かに早期の健全化の基準で該当となったほとんどの市町がこうしたこの実質公債費比率で該当してしまったんですけれども、本市につきましては、今のところ17.5という数字なんですけれども、今後それらもずっと18、19といったようなことで伸びていくといったような見通しはしていないところであります。

委員長（岡崎治夫君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 今の答えに若干補足させていただきますけれども、毎年の償還で6億増えると、これは実質的な償還でということになりますので、交付税で補てんする分を差し引いて6億増えるということになります。それで土別市の場合、例えば過疎債を借りると7割補てんされます。例えばその年に10億償還するとしても7億の補てんがあるから、実質的な償還は3億という計算になります。その計算ベースで毎年の償還で6億ということになりますので、これが毎年の償還で6億償還が増えるということは、大体1回借りると15年償還になりますので6億の15倍ですので90億、それでそのうち5割交付税で補てんされるとなると1年間に180億一遍に、今の状態で交付税で5割補てんあるものを180億借りて15年で償還するような状態に陥ったときに、初めてこの比率が上がってちょっと危ない状況というか、健全化の比率に係るというような状況ということで、現実には今の市の総合計画上でも180億のものを借りるということはまずありませんので、そういった心配は当面ないのかなと。

あと、先ほど委員さんのお話にありましたように、指標となる分母となる標準財政規模のもととなる交付税額がどんと減るとこの試算というのがまた若干変わってくるという現状にあります。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） ここで3時10分まで休憩といたします。

（午後 2時55分休憩）

（午後 3時10分再開）

委員長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） いろいろ御説明いただきましたけれども、いずれにしても、こういった財

政健全化団体とか財政再生団体にならないように、今後とも気を緩めることなく財政運営に当たっていただきたいと、このようにお願いを申し上げておきます。

それでは次に、保証金免除の繰上償還、簡潔に質問させていただきます。

御承知のように、19年度から総務省の特例によりまして保証金免除の繰上償還が行われました。そこで本市における3カ年の償還額の全体額と、この借りかえによってどの程度の軽減策ができたかということ。

それからもう一点は、これは総務省の特例、19年度から21年度というふうに私どもは聞いておりましたけれども、今後これが延長されるのかどうか、そういうような情報もありますけれども、これがされるのかどうか。

それと、された場合に現在5%以上の地方債はどのくらいあるのか、この3点についてお伺いいたします。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 保証金免除の繰上償還の関係でありますけれども、制度で19～21年まで5%以上の政府資金について認められ実施してきております。3年間合計で申し上げますが、一般会計で3億7,890万円借りかえを行いまして、利子の軽減額、それが6,180万円。それから特別会計におきましては7億3,520万円借りかえをいたしまして、利子の軽減が1億7,270万円、それと企業会計であります3億440万円借りかえをいたしまして、軽減額が6,700万円と、合計いたしますと14億1,850万円借りかえをいたしまして、全体の軽減は3億150万円というような状況になってございます。

それと、22年度以降の関係ですけれども、国は当初19～21の3年間に限ってということでしたんですけれども、地方からの要望ですとか現在の厳しい地方の状況などを判断いたしまして、今年度更に3年間延長して5%以上の起債については、保証金免除の繰上償還を認めるということとしております。したがいまして、22～24年度までの間、更に保証金免除の繰上償還が認められたということになります。

そこで、本市における対象額なんですけれども、21年度末の残高で申し上げますが、特別会計、これは下水道なんですけれども、そこで2億470万が一応5%以上の対象の起債があります。それと企業会計につきましては、17億6,360万円ということで、このうち病院分については16億7,200万円というようなことになっておりまして、合計しますと19億6,830万円が一応21年度末における残高というようなことになります。ただ、実際の借り入れになりますと23年度、24年度にわたりましてその実際の借りかえを行いますので、その時点での借りかえ額というのが12億ほどになるというような見込みをしております。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 私、聞き漏らしたかどうか知りませんが、この現在から例えば3カ年延びた場合の今総額で、企業会計だと17億6,360万、一般会計で2億470万、軽減額はどのくらいになるんですか。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 新たな22～24までの部分の軽減額で申しますと約1億2,900万ほどと、実際にはその時点での借り入れの利率がありますので、今のところの見込みで申しますと1億2,900万円というようなことで推計をしております。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） はい、ありがとうございました。

これが3カ年延びるということでもありますから、更に今の現状からいけば1億2,900万ほど軽減額が出てくると、こういうことかと思えます。

次に、4番目のこの決算に係る不用額、前回もこれはちょっとお伺いしたんですけれども、言ってみれば予算の査定の段階で総予算を組む、いわゆる歳入に対して歳出、大体バランスをとるわけなんですけれども、端的に言って今回4億8,500万、不用額が出た。これは中身を見てみますと、例えば事業管理費の節減とかあるいは入札の残が残ったとか、こういう点では全然問題ないわけです。ただ、その金額が余り大きくはないんですが、いわゆるその政策予算に対する需要というか、これが減少しているというのは、やはりいろいろこれ精査する必要があるんでないかというふうに思います。

したがって、これは私19年度からもう続けてこの点を言っておるんですが、今申し上げたように総体歳入に対して歳出がそれだけ減るということですから、いわゆる歳出が減るということはそれだけ利益につながって、先ほども申し上げたように全体で5億3,800万繰越明許費にしても4億何ば引いたと、これも逆に考えてみるとこれをまともに使っちゃったら黒字が出ないということにもなるんですね、端的に言って。やはりそういう費用の節減等々あるいは入札残という問題についてはこれは問題ありませんけれども、政策予算に対する不用額が発生するという点については、やはりこれから23年度予算編成に入るわけですから、当然その時点で十分な積算を精査するということが必要でないかというふうに思うんですが、ちょっとこの点についてお考えをお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 不用額の関係ですけれども、歳出全体では4億8,500万円ということで、多額に発生している状況になっております。御指摘のその政策予算の部分の不用額の関係ですけれども、調べてみますといわゆる臨時的な経費でありますとか政策的な経費、ここの部分の不用額については、この4億8,500万円のうち約1億2,000万ほど発生している状況となっております。その内容なんですけれども、多額なものにつきましては学校の耐震診断の事業で、これは上土別、下土別、中土別小学校につきまして、今後のあり方を踏まえて、これは耐震診断を当初やるような計画だったところを変更となって1,600万ほど残ってしまったといったようなことでありますとか、国際交流、地域間交流など、これはコールバーン市への訪問が延期となったといったようなことで380万ほど残ったといったようなこと。それとか経済対策で21年度さまざまな事業をやってきましたけれども、そういったところの入札による執行残、

こういったものがあります。ただ、墓地の移転事業ですとか高校の対外活動の奨励補助事業など、こういった事業も執行残ということで残っているんですけども、これは申請者がいなかったとか、あるいは対象者がいないといったようなことで、結果的に未執行となった事業というものがあるんですけども、その事業そのものを取り組まなかったといったようなものはない状況にあります。

そこで、政策予算に限らず経常的な経費の部分についての予算の積算についても、これはもちろん精度を高めて今後も予算過剰とならないように努めなければならないところでありまして、当然予算の編成の説明会などの折には、精度を高めるようにということで職員の皆さんには求めているところであります。

特に政策予算につきましては住民福祉の向上、このほかさまざままちづくりのために、限られた財源を工面し予算を計上しているといったようなことがありますので、より効率的、効果的に執行されることが求められているということでもあります。個々も実績を十分踏まえまして、その事業効果などについても十分検討した上で、必要最低限の最小限の積算を行うように努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次に、基金と地方債について何点かお伺いします。

基金、財政調整基金と目的基金を含めて約24億4,000万で、このうち財調が6億7,000万、目的が1億7,700万で、決算資料ではいわゆる国保の特別準備基金が入っておりません。この資料を見ますと、それで当然この国保の支払準備基金、2億4,000万何ぼあったんですけども、これは本年度補正の中でいずれ取り崩すという状況であるわけですけども、ずっと見ていまして財調6億7,000万現在で、これは19年度からの状況を見てみますと、多分当初予算では1億を取り崩して歳入に入れるという計画でありますけれども、これは結果的に収支バランスがとれたということなのでしょうけれども、これは執行停止で繰り入れしていないと、こういうことで特に取り崩していないと、こういう状況でありまして、21年度決算を見ますと、利子の積み立て9万程度でほぼ対前年と変わらないと、こういう状況にあると思います。

そこで、先ほど申し上げたように、国保の支払準備基金は決算では2億3,200万実はこの表では載っているわけですけども、この財政からいただきました資料にはこれは入っておりません。これは先ほど言ったように、補正の中で予算を措置するということですから入れていないのかもしれませんが、当然国保会計については、過般議会においても提案がありましたように収支が均衡とれないと、こういうことで22年度、いわゆる税制の引き上げというようなことで単年度、約3,500万ですか、5年で約1億7,500万程度の収支改善をして収支の均衡を図ると、こういうことになっているわけですけども、当然国保会計これからどういう状況になるかわかりませんが、依然として厳しい財政状況の中で、ゼロになった基金をいわゆる22年度で新たに積み立てる計画はあるのかどうか、積み立てるとしたらどの程度を考えてい

るのかということをもまず第1点お伺いします。

それから、先ほどと関連がありますけれども、地方債全体、特に一般会計においては21年度から22年度において3億2,400万ほど増加する傾向にあります。これは先ほどもちょっと触れましたけれども、20年度に新規に発行する額よりも償還額が少ないから増えると、こういう考えでいいのかどうか、この点を2点目にお伺いします。

それで3点目は、いわゆる21年度の地方債残高158億6,600万、これは普通交付税として算入予定であると、こういうふうになっておりますけれども、この措置は何年で実施されるのか、この3点についてお伺いいたします。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 3点質問あった中で、地方債の状況について先にお答えさせていただきます。

22年度末の見込みでありますけれども、21年度末よりも伸びているというような状況になっていまして、中身的には22年度の元利償還金、これは19億4,600万あるんですけれども、これに対しまして借入れのほうなんです、これは合併特例債、これは朝日の地域交流施設の建設事業、これを予定していまして、これが前年度は約3億円ほど増えるということになります。このほか、経済対策によります繰り越し事業におきまして2億8,000万ほど借入れをします。それから地方交付税の代替措置であります臨時財政対策債、これが7億4,000万ということで、前年よりも1億7,000万円増ということで大きく伸びているといったようなことなどから、新規の起債発行が増加しまして、償還元金19億4,600万に対して借入れ予定が22億7,000万円ということになっていきますので、差し引きますと3億2,400万ほどは22年度末では伸びるというような見込みにあります。

それと、地方債残高に対します交付税措置の関係であります。起債にはさまざまな交付税上の措置がなされるところでありますが、今のところの21年度末の地方債のうち、そうした交付税で措置されるという見込み額は全体の約44.7%の158億6,600万円ほどを見込んでいるところであります。これは交付税措置ということで、今後、後年度において措置されるところなんですけれども、その措置される方法として2つありまして、1つは元利償還金としまして、実際に償還する額が残っている場合、その起債ごとにその年度まで措置されるんですけれども、例えばその過疎債で申しますと、その元利償還金の7割は算入されますので、そうした実際返す金額に応じて算入されるといったものと、それから理論償還といまして、実際のその借入れしている条件とは別に、国が一定の償還年数だとか利率を定めまして、その理論上の元利償還金を交付税として算入するといったような方法があるんですけれども、その措置につきましてはおおむね短いものでは5年、それから長いものにつきましては30年といったような期間の中で措置されていくというような状況になっております。

委員長（岡崎治夫君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 国保特別会計の基金なんですけれども、6月の第2回定例会のときに一

般質問いただきましたし、その後の補正予算のときにもいろいろ御審議いただきました。そのときの内容は、22年度の国保会計予算といいますのは、脳疾患ですとか心疾患ですとか高額医療給付が増えたということと、過年度における前期高齢者の交付金の精算があったといったようなことなどから、22年度に歳入欠陥補てん収入といった項目を起こさなければ予算が組めないという状況がございました。それでも長期に見ますと、要するに収支不足というのが生じますので、そのときには税率を引き上げる、あるいは一部では課税限度額を引き上げるという措置をとって、更にそういった措置をとらざるを得ない中でも、国保加入者の御負担を少しでも少なくするという中では、その時点で基金を全部取り崩して、更に4年間でそういった歳入欠陥補てん収入で組んだものを解消していくという措置をとらざるを得なかったという状況でございます。

その中で、現在国保収入の状況を見ますと、税率を引き上げたといったこと、あるいは現時点で税の収納率が若干上がっているということもあって、歳入のほうは若干好転はしているんですけども、一方歳出を見ますと、給付の額も対前年から若干増加しているといったような状況がありまして、総じてその時点から見て全体的に改善しているというような状況ではなく、今でもいわば硬直しているという状況が続いております。そういった中で6月にも、今後例えばインフルエンザ等々がはやって給付が増えたようなときに、もう基金もなくやっていけるのかというような御質問があって、そのときも1億円ぐらいの基金の積み立ては最低でも必要でないかというお考えをお示したところなんでありますけれども、現時点においても今後のことを考えますと、脆弱な硬直した予算体系ということは変わっておりませんので、これからの病院会計のこと、あるいは今後の国保会計がどうなっていくかといったこと、それと一般会計がどうあるかといったこと、全体的に眺めながら、早期のうちに少なくとも1億円程度の基金の積み立てを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） それは国保だけでなく病院会計等を含めた全体の中で考えると、こういうことですね。

それでは、2番目の決算でなくて公会計制度についてちょっと質問させていただきます。公会計制度の取り組みについては20年度のこの決算審査委員会でもお伺いしたところでありますが、その時点ではいわゆる企業会計的手法の導入あるいは財産の分析評価ということ、それから財政健全化の取り組みを推進し、住民への情報開示、透明性と説明責任を果たすという目的で、21年度に公表をめどに取り組むと、こういう考えを示されましたけれども、その後、この公会計制度の改定モデル、基準が総務省案かという2つがあるようでありますけれども、これらの公会計制度についてはどの程度進められているのか。

それで、私もいろんな皆さんから質問受けるんですけども、大分改善されたと、財務諸表が、それでわかりやすくもなってきたけれども、まだどうも不可解な点もあるというようなこ

とをよく言われるんですが、特に一番難しいのは多分、財産の評価というような問題が、時間もエネルギーももちろんかかるんですよ、経費も。こういった中で、いかに市民にその情報を開示して透明性があってわかりやすいような財務諸表がつかれるかということが大きな課題であると思うんですけれども、これらについての進みぐあいについてお伺いいたします。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 公会計制度の関係ですが、国は平成23年度までに新たな基準に基づきましてその財務諸表の整備、そして公表を求めています、現在各市町村とも取り組んでいるところでして、昨年までの全体の作成状況についてはおおよそ9割の団体が作成またはその着手しているというような状況にあります。そこで本市におきましても、これに基づきまして連結ベースによります20年度決算の財務諸表、これについては22年3月に作成しまして公表しているところでございます。現在につきましては、21年度の決算版につきまして財務諸表の作成を進めるところでありまして、23年3月にまたこれを公表するような予定をしているところであります。

そこで、モデルの関係ですけれども、現在は総務省の改定方式モデルというものをもって取り組んでいるところなんです、現在国では自治体の会計基準の統一といったものも検討しております、そのため、よりその会計基準に沿った精度の高い財務諸表というものを今後求めてくるだろうといったようなことで、実は本市においては22年度の決算部分から改定モデルではなくて、その基準モデルへの変更を今のところ計画しているところであります。

そこで基準モデルあるいはその改定モデルに限らず、財産の評価といったものがどちらも必要になってきます。特に基準モデルを採用しようとした場合には、すべての財産につきまして一気に評価をしなければならないといったような作業がありまして、コスト的にも尽力的にも大変な負担が予想されるということなんですけれども、これについてはなるべく経費をかけないといったような考えで取り組んでいきたいなということで考えているところなんです、そこで作成します財務諸表につきましては、これまた公表する場合になるだけ市民の皆様にもわかりやすいといったようなことで、いろいろ工夫をしながら公表していきたいと思っておりますし、その諸表全部を公表するといったことと、その概要版というんですか、まとめて一目でわかりやすいような形をとるなど工夫をする中で、今後作成していきたいなということ考えております。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今お答えありました、その改定モデル、基準モデル、特にこの基準モデルでいった場合に財産の評価、先ほど申し上げました。これは単年度でできるような問題ではないんだろうと思いますけれども、それを22年度で公表すると言いますけれども、例えば財産の評価なんかといったらどの程度評価して出すという考えなんですか。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 財産の評価につきましては、土地でありますとか建物でありますと

か道路でありますとか、あるいは管でありますとかあるいは構築物、それから高額な備品でありますとか、そういった市で所有するすべての財産を評価するというようなことになります。

それで、その整備する期間なんですけれども、今のところは23年度に入りましてから3～6カ月かけまして、これは自分たちの手でということではなくて、一部会計士さんなりといった力も借りながらやっていこうというような考えをしております。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） その場合、いわゆる財務諸表、いわゆるバランスシートで出てくる財産の評価、これは端的にいった下がるのか上がるのかというようなことなんですけれども、トータルで考えた場合どうなんですか、上がるという、それは実勢価格と今の路線価格といろいろあるんですけれども、例えば土地なんかの場合ね。この状況はどうですか。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 現在つくっております改定モデル、これの財産の評価、積み上げにつきましては、決算統計の数値をもとに積み上げをして財産の額を出しております。一部売却が可能であろうと思われる資産につきましては実勢価格と申しますか、評価額で積み上げて加算して数値をつくっているんですけれども、今度の基準モデルを採用するということになりますと、すべて公正価格にいわゆる評価をして積算するということになりますので、これらの他市でも両方のモデルで試算をしたという事例もあるんですけれども、その市におきましてはたまたま改定モデルよりも基準モデルでつくったほうが資産の価値は1.4倍ほど増加したというような結果も出たようなところであります。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） じゃ、最後にちょっとお伺いしますけれども、その財産評価をした場合に、財務諸表におけるいわゆる貸借対照表の資産勘定、これが変化した場合に、いわゆる資産と負債、資本というバランスがありますけれども、例えば財産評価によって上がった場合、全体のバランスシートの変化が出てくるんですけれども、それはどのような表示になるんですか。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 資産が上がるということになりますので、動きとしましては純資産の部分が増えるということになります。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 純資産が増えたら貸借対照表というのはバランスがとれるわけですからトータルで、イコールイーブンになるわけです。増えたときの相手方、いわゆる資産が増えるということは資本負債が減少するかもしくはこれどっちが動かんかったら、こっちが増えただけでこっちが動かんかったらバランスシートにならないですよ。その財産評価で上がったときには、いわゆる資本負債勘定はどうなるんですかと聞いているんです。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 財産の部分は資産の部分、借り方のほうの数字が増えるといったよ

うなことになりまして、そうしますと負債額が一定の額だとしますと、いわゆる通常の財務諸表でいう資本が増加するということになります。それで、公会計の場合はその資本の部分が資本とは言いませんで純資産というような言い方をします。ですからその部分が増えるといったようなことで、その純資産の意味合い的には税でありますとか国とか道の補助金が入ったりとか、あるいは過去の世代の方々が負担してきたといったような、資産としてそこに残ったというような考え方になります。

委員長（岡崎治夫君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 一般の企業の会計のバランスシートと違って公会計の場合、今までに市民の税金をつかってどれだけの資産を投資してきたかということに重点を置かれています。そうしますと今までの古いやつでやると、10億の税金で国から90億の補助金をもらって、そして100億の資産が残っているというようなことでバランスがとれています。それから今回時価評価で資産を見直すと1.4倍になって140億の資産が残るとすると、単なる表上ですけども、そうなりますと市民の税金でそれだけのものができたという、いわゆる特に負債がそれによって減るということもありませんし。結局、見直しによって資産が増えるだけです。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） いや、だからそれはわかるんですよ。

資産が増えると純資産が増えるというのはだれが考えてもわかるけれども、バランスシートというのは借り方と貸し方がいつもイーブンだということでしょう、御承知のように。だから、財産の評価して増えた場合に、こちらのいわゆる貸し方の資本とか負債がどう変化するんですか、それは単純にあれですか、内部でその資産が増えたという部分は純資産で増えたという計上計算を表示するだけなのですかということを知っているんです。

委員長（岡崎治夫君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） ですから、表をつくり今回新たにつくり直して、そして純資産のほうをふやして、バランスをとってつくり直すことになります。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。できるだけ市民がわかりやすい財務諸表をつくっていただきたいと、これが希望であります。

最後に3番目、21年度の市立病院に対する繰出金のいわゆるルール部分とこの実績についてちょっとお伺いしますが、21年度の決算状況全体を見ますと、一般会計から特会、企業会計に対する繰出金は大体全体で22億円ぐらいになっています。このうち病院会計については約10億9,300万、全体で49.4%、こういう状況でございます。そこで、この病院会計については御承知のように経営改革プランに基づいて鋭意取り組んでいただいておりますけれども、21年度決算においては補正予算で1億7,000万ですか、補正をして最終的に1億6,890万ということで不良債務を発生させなかったと、結果的に、こういうものを含めて10億9,300万ぐらいになったわけですけども、このいわゆるルールに基づく繰出金とルール外、いわゆる基準内、

基準外というこれの仕分けで、これについて中身をちょっと教えていただきたいと思うんですが、わかりやすくひとつお願いします。

委員長（岡崎治夫君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 病院への繰り出しにつきましては、国が定めます繰り出し基準、これによる繰り出しの区分というのがまず一つあります。そのほかの改革プランに基づきまして一般会計と病院の間でそのルールを定めて繰り出しているといったような2つの区分があります。それでお尋ねのルールに基づきます繰り出しの部分なんですけれども、20年度当初の改革プランを作成したときには8億2,000万ほどの繰り出しを見込んでいたんですが、その後の20年度の決算状況でありますとか21年度の経営状況、これらを踏まえまして医師住宅や病院の改修、それから医療機器に対します企業債の元利償還金、これのうち国の基準ではその2分の1とか3分の2が基準になっているんですけれども、それを越える部分につきましても措置するといったことなど、新たなルールを設けたものもあります。そうしたことで繰り出しの改革プランのルールに基づきます繰り出しにつきましては9億7,800万円ほど予定していたんですが、決算上ではこれが9億9,000万円ということになりました。このほか経済対策による繰り出し3,200万円ですとか、賠償金の部分の7,000万円の計画外の繰り出しもありましたので、結果的に一般会計からの繰り出しは10億9,300万円というようになったところであります。

それと、国が定めます繰り出しの基準内と基準外、これの内容なんですけれども、特別要因の賠償ですとか経済対策に係る部分を除きました9億9,100万円について御説明させていただきますが、基準内の繰り出しにつきましては、主なものなんですけど救急医療の確保に要する経費、これが9,800万円、医師確保対策に要する経費7,100万円、病院改築など企業債の元利償還金に対します繰り出し2億1,300万円、それから病院特例債の償還元金1億円などなど、医業収益だけで賄うほかに自治体として本来負担すべきとされる経費に対します繰り出し、これらが基準内なんですけど、これが7億5,000万円ほどございました。

そのほか、今度基準外ということになりますけど、医療機器の賃借料に要する経費として2,700万円ですとか、療養病棟に係る負担経費3,500万円、それから企業債の元利償還金、これは基準内では2分の1、3分の1見えていますけれども、それ以外の繰り出し、これは1億4,500万円ほどしておりまして、基準外としましては2億4,100万円ほど繰り出したというような区分になっているところであります。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） なぜこういう質問をしたかといいますと、いわゆる今の本市の全般的な財政構造の中で、やはりこれからも大きな課題は市立病院の経営収支だろうというふうに思います。したがって、潤沢な地方交付税が地方に配分されて歳入歳出のバランスがとれる時代はいいですけれども、今御承知のように国の財政も税収が大幅に減収をするということで、当初国は2011年度にプライマリーバランスを黒字化するという計画であったわけなんですけれども、御承知のようにこういった経済情勢の中で、現在は2015年に約50%を改善して2020年度にプライマ

リーバランスを黒字化すると、こういうような状況もあるわけでありまして、したがって、こういった状況の中で、今までどおりやはり一般会計で全部補てんできるのかということについては、大きな課題であるというふうに私は思いますので、そういった点で今この質問をさせていただきます。

最後に、前段財政構造、基金、地方債あるいは国保の特別会計、こういった全般的な財政構造を見てまいりました。私は最後に今後の財政運営についてお伺いをするわけでありまして、一番大きな課題の病院経営と同時に、いわゆる20年度から始まった市の総合計画、これも大きな財政出動が必要になってくるわけでありまして、今22年度の補正予算をいろいろ議論されておりますけれども、5兆500億円、これはもう御承知のようにねじれ国会の中でどういう方向になるかわかりません。この補正予算の中で地域活性化交付金3,500億円ほど今いろいろ見込まれておるわけですが、この見通しができないと、こういう中で例えば税収が減ったといっても交付税で75%補てんされるからというお話もございましたけれども、これとて国の財政構造からいって、そう安易な見方はできないということ等々考えて、いわゆる自主財源である市税のやっぱり担税力の強化というような問題、あるいは地域経済の活性化ということを総合的に含めて市の財政の健全化に向けて取り組むべきだろうというふうに考えております。

したがって、今後の23年度の予算もこれから始まるわけでありまして、特に病院会計についても既に7カ月を経過した状況の中で、今後の市の財政見通しについて財政当局の見解をお伺いして質問を終わりたいと思いますので、お願いいたします。

委員長（岡崎治夫君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 今後の財政の見通しの関係について私のほうからお答えいたします。

まず、今年度の見込みになりますけれども、特別交付税算定が3月になりますので流動的な部分がありますけれども、普通交付税が当初で大幅に増になっております。それと21年度において先ほど委員さんのほうからお話がありましたように4億円ほどの黒字になったと。あと当初予定していなかった過疎対策事業債でソフト分で約1億5,000万ほど新たな財源として見込めるようになったということがあります。それらを考えると、現段階では仮に今年病院のほうで21年度と同じような状況で、21年度と同じように最終的に1億7,000万程度収支不足を一般会計で対応しなければならぬと、あるいは先ほどの国保の関係に対応したとなると、それでも一般会計は22年度については黒字を保てるというふうに考えております。

それと、今委員さんのほうからお話がありました国の補正の関係ですけれども、その補正の中で地方への活性化の交付金、それが予定されています。その部分を大体恐らく9,000万円ぐらいになるのかなという、これ今のところの見込みですけれども、それらの財源の活用、あともう一点、その大きな地方への配慮として、地方交付税の再算定というのが22年度分の再算定が行われます。これが全国ベースで国税のほうで2兆2,000億ほど伸びたということで、再度算定されるんですけれども、3,000億ほどが追加されるということで、これを士別で計算してみると1億円ぐらい再度交付税のほうで追加されるのかなと、そういったことを考えると、22

年度については恐らく22年度の繰越金4億がそのまま残るぐらいの規模の黒字は確保できるのかなというふうに考えています。

ただ、来年度以降になりますと、委員さんから冒頭お話ありましたように、土別の財政というのが普通交付税頼みの面がどうしてもあります。それで国のほうで財政運営戦略というのを出しているんですけども、その中では23年からの3カ年間、地方の一般財源の総額は今年度並みに確保すると。交付税につきましても概算要求が終わっておりますけれども、一応今年度並みを確保するという考えがあります。ただ財務省のほうの財政制度運営審議会というところがあるんですけども、その中の分析では、地方には3兆円ほどその交付税が過大に交付されているというような分析もされています。もしそういった見直しが一気にされると、土別で置きかえると約11億円ほどの交付税が減になる可能性もないわけでありませぬ。そもそもその国税の収入、交付税の原資となっている国税の収入が昔は60兆円ほどあったのが今年当初では37兆円、増えても40兆円ということなので、今年並みの交付税を今後3年間、国が確保できるのかということも疑問にあります。

また、来年度から国政調査の影響が出てきますので、土別でまともによくと2,000人減ると3億5,000～6,000万減ると、これは5年間で段階的に減りますけれども、そういった部分もありますし、24年度からは病院改革プランで不良債務を解消した際に5億円の基金を繰りかえ運用しています。それを24年度から5,000万ずつ償還するというふうにしています。だから、そういったことも考えると、22年度、今年度は何とかなるだろうけれども、23年度以降、仮にその病院のほうで20億今年と同じような規模で出していかなければならないとなると、何年間かは繰越金とか財政調整基金でカバーはできるでしょうけれども、その後はかなり厳しくなるのかなと。

それで、最初にお話ありました財政指標の関係で健全化指標では黒字を、健全を保っていますけれども、そういったことでは決して楽観できるような状況ではないのかなというふうに考えています。これからの23年度の予算編成もありますし、総合計画の見直しもあります。そういったことも含めて今後の財政見通しについては決して誤ることのないように、バランスのとれた計画をつくっていかねばならないのかなというふうに考えております。

委員長（岡崎治夫君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今いろいろお話いただきましたように、いずれにしてもこの財政が健全で均衡ある財政運営ということに全力で取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長（岡崎治夫君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでございました。

(午後 3時58分閉議)